

「人権尊重のまちづくり行動計画」令和3年度 事業実績

I 重点的に取り組む人権施策の推進(共通施策)

施策の方向	主な取組	具体的施策	具体的施策の概要	令和3年度末の状況	評価 (A/B/C/ D/E)	担当課
1 家庭・地域における人権教育・啓発の推進 (1) 家庭における教育力の向上		[評価基準] A：かなり取り組めた（100%以上実施） B：取り組めた（70%以上100%未満実施） C：ある程度取り組めた（40%以上70%未満実施） D：あまりできなかった（40%未満実施） E：事業未実施				
① 家庭における教育力を高めるための支援を行います。 (人権推進課、生涯学習課、子育て支援課、学校教育課)	・家庭における教育力を高めるために、子育て教室等の充実を図るとともに、子育てサロンや父親の育児参加の促進を図ります。	幼児期家庭教育講座	幼児期における子育ての不安を解消するための方法や、楽しく子育てするための心構え、子どもとの関わり方等を学ぶ機会を提供する。	幼児期家庭教育講座として10講座を開催し、延べ259名の参加があり、子育ての不安の解消を図った。	A	生涯学習課
		子育てサロン事業	育児への不安や悩みを持つ親や閉じこもりがちな親に対し、子育てネットワークや支援ボランティアが相談や助言を行い、あわせて親同士の交流を図る。	子育てサロンを11回開催し、延べ14組34名の参加があった。	B	生涯学習課
		リトミック講座	親子で身体をつかって音楽に合わせてリズム表現することで、親子で関わることの楽しさや集中力・創造力を養い、また運動的な発達について知る場の提供をする。	新型コロナウイルス感染拡大予防の為に中止していたが、事業再開し、リトミックあそびを1回開催した。	C	子育て支援課
	・家庭における男女共同参画を進めるために、講演会や研修会などの学習機会や情報の提供を行います。	男女共同参画講演会の開催	男女がともに家庭や地域に参画するために必要な知識を学ぶ。	男女共同参画講演会 日 時:令和3年10月3日(日) 場 所:美和文化会館 大ホール 講 師:松本 薫 氏 参加人数:会場50人+後日配信回数208回 その他:男女共同参画に関するパネル展示	A	人権推進課
		広報、パンフレット、市公式ウェブサイト等による情報提供	性別による固定的な役割分担意識を解消し、男女共同参画への理解を深める。	広報や市公式ウェブサイト等で情報を提供した。 広報6月号で男女共同参画週間の周知をした。 6月の男女共同参画週間に美和文化会館1階ロビーで男女共同参画への理解を深めるためのパネル展をした。	A	人権推進課
	・子どもや保護者の孤立を防ぎ、支援する仕組みの充実を図ります。	ひとり親家庭の支援	ひとり親家庭の中学生を対象とした生活・学習支援事業を実施し、学力と社会適応能力を向上させ将来的な生活の安定を図る。	ひとり親世帯の中学生を対象に、大学生等のボランティアによる学習支援を行った。	A	子育て支援課
・保護者への人権教育・啓発を推進します。	広報、パンフレット、市公式ウェブサイト等による情報提供	保育園、学校等と連携を図りながら、講演会等の参加を呼びかける。また、啓発パンフレット等を配布し啓発を行う。	児童虐待発防止を目的としたチラシを作成し、保育園を通じて保護者に配布した。 虐待講演会（R3.11.27）にて、虐待防止啓発を実施した。	A	子育て支援課 人権推進課 学校教育課	

施策の方向	主な取組	具体的施策	具体的施策の概要	令和3年度末の状況	評価 (A/B/C/ D/E)	担当課
② 家族がふれあい、豊かな心を育む機会を充実します。 (子育て支援課、生涯学習課、企画政策課)	・家族がふれあい、豊かな心を育む家庭づくりのために、「家庭の日」の周知・啓発を図ります。	広報、市公式ウェブサイト、パンフレット等による周知・啓発	毎年2月に実施される「家庭の日」県民運動の強調月間に、啓発ポスターの掲示、リーフレットの配布を行う。	2月の「家庭の日」県民運動の強調月間に、啓発ポスターの掲示、リーフレットの配布を行った。	A	生涯学習課
	・児童の健全育成の拠点施設である児童館を子育て家庭が気軽に利用できる自由な交流の場として、親子がふれあう機会を充実します。	児童館事業	市内の児童館において、幼児及び児童を対象に、健全な遊びを通じて、健康の増進、心を豊かにする場を提供している。専門のスタッフが常駐していることから、子育ての悩み等が気軽に相談することができる。	児童館6か所 児童厚生員 各館2～4名 相談件数 七宝児童館 12件 美和児童館 5件 甚目寺北児童館 5件 甚目寺西児童館 82件 甚目寺南児童館 50件 甚目寺中央児童館 13件 計 167件	A	子育て支援課
		親子講座	親子で運動遊び、音楽遊び工作などのいろいろな遊びを経験しながら集団生活に慣れたり、他の親子との交流をする場を提供する。	コアラ教室 七宝児童館 302人 美和児童館 238人 甚目寺北児童館 236人 甚目寺西児童館 183人 甚目寺南児童館 168人 甚目寺中央児童館 110人 計 1237人 ちびっ子あつまれ 七宝児童館 463人 美和児童館 523人 甚目寺北児童館 683人 甚目寺西児童館 804人 甚目寺南児童館 800人 甚目寺中央児童館 835人 計 4,108人	A	子育て支援課
		おはなし会事業	市内図書館・図書室にて、絵本の読み聞かせや紙芝居を実施し、読書を通じた親子のふれあいの支援を行う。	市内図書館・図書室にて52回開催し、延べ431名の参加があった。ただし、新型コロナウイルス感染症拡大が憂慮されたため、事業を一部中止とした。	A	生涯学習課
		ブックスタート事業	絵本を通じて親子の触れ合いを深め、心安らかで楽しく子育てが出来る環境づくりを支援するため、ブックスタート事業を実施する。	ブックスタート事業として、乳児健診受診者に読み聞かせを行うと共に、ブックスタート・バックを693組の親子に配布した。 【ブックスタート・バックの内容】 ・絵本 ・コットンバック 図書館（室）の利用案内、赤ちゃん絵本おすすめリスト等の資料もブックスタート・バックとあわせて配布した。	A	生涯学習課
	・家族が絆を深め、地域住民との連帯感を醸成するため、町内会行事やスポーツ大会、夏まつり等の参加を啓発します。	コミュニティ協議会との連携	コミュニティ団体の実施する活動や交流を活性化し、地域コミュニティの発展・振興を促進する。	【新型コロナの為、中止】 コミュニティ協議会に対して団体のあり方やコミュニティ事業について助言を行うと伴に適宜周知した。市民活動センターと連携し、団体を対象とした交流会を予定していたが、コロナ禍のため中止とした。	E	企画政策課
		市民まつりの開催	市民相互の交流の促進、連帯感の高揚を目的に、多くの市民が参加できるまつりを開催する。	【新型コロナの為、中止】 【開催日】 令和3年度中止 【場所】 七宝焼アートヴィレッジ	E	企画政策課
		健康福祉まつりの開催	「健康福祉まつり」において、健康や福祉について家族が一緒に考え体験する機会を充実する。	【新型コロナの為、中止】 新型コロナウイルス感染症のため中止した。	E	健康推進課

施策の方向	主な取組	具体的施策	具体的施策の概要	令和3年度末の状況	評価 (A/B/C/ D/E)	担当課
③ 子育て・介護などを行う家庭への相談事業を充実します。 (子育て支援課、高齢福祉課、健康推進課、社会福祉課)	・すべての子育て家庭への支援を行う観点から、地域におけるさまざまな子育て相談の充実を図ります。	地域子育て支援拠点事業	保育所やその他の施設等において、必要な職員を置く等により、乳児、幼児等の保育に関する各般の問題につき、保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、保護者の児童の養育の支援に係る活動を行う子育てサークル等の支援、その他の必要な援助を行う事業。	育児相談 保育所：園長・園長代理・主任対応 子育て支援センター・つどいの広場：施設スタッフで対応 相談件数 七宝子育て支援センター 20件 美和子育て支援センター 30件 甚目寺子育て支援センター 59件 美和つどいの広場 39件 サークル支援…七宝・美和・甚目寺子育て支援センター (現在サークル活動なし)	B	子育て支援課
		子育て支援センター事業	主に子育て中の親子を対象に、子育て全般に関する専門的な支援を行う拠点として、昭和保育園及び美和保健センター、七宝高齢者生きがい活動センターを開放し、各種の子育て支援等を行う。	利用者数 七宝子育て支援センター 4,173名 開所日数 209日 美和子育て支援センター 6,470名 開所日数 210日 甚目寺子育て支援センター 4,618名 開所日数 206日	B	子育て支援課
	・子育てに不安や悩みを抱える保護者等への家庭訪問の充実を図ります。	訪問指導事業	育児支援や保健指導が必要と思われる妊婦や乳幼児とその親を対象に家庭訪問により相談・助言指導を実施する。	妊婦16人、乳児688人、幼児185人、産婦684人を訪問	A	健康推進課
		家庭児童相談員の配置	子育て支援課に家庭児童相談員を配置し、家庭における児童の福祉に関する相談に対応する。	児童相談件数 319件	A	子育て支援課
	・子育て支援事業及び介護保険事業に関する情報の提供、相談・助言を行います。	子育て支援の情報提供及びネットワーク化の推進	子育て親子の交流促進や相談など、地域の育児や子育てに関する情報提供を市公式ウェブサイトを通じて提供する。また、子育てサークルやNPO、ボランティアなど子育て支援団体等と連携するため、地域における子育て支援のネットワーク会議を開催し、情報共有や意見交換を行い、連携を図る。	・子育てサイト及びメールマガジン配信 ・ネットワーク会議の開催：年1回 ・子育て支援センター・つどいの広場・保育園における育児相談等の実施。	B	子育て支援課
		介護保険事業の情報提供	直営型のあま市地域包括支援センター及び委託型の社会福祉協議会地域包括支援センターにおいて、介護保険サービス等に関する情報の提供、相談・助言を行う。	直営型のあま市地域包括支援センター及び委託型の社会福祉協議会地域包括支援センターにて、介護保険サービス等に関する情報の提供、相談・助言を行った。	A	高齢福祉課
	・子育て相談員や相談支援センターでの相談事業等の充実を図ります。	子育てコンシェルジュ事業	子育てに関する様々な相談を受け、保護者のニーズに合った子育て支援サービスについての情報提供、助言を行う。	妊娠期から子育て期の子育てに関する様々な相談業務の実施及び、相談に応じた適切な子育て支援機関につないだ。 相談件数：584件	A	子育て支援課
	・障がいのある人の相談支援事業の充実を図ります。	地域生活支援事業	障がいのある人やその家族からの相談の充実を図ります。	障害者相談支援事業を社会福祉協議会に委託して実施した。(相談実人数：579人/年、延べ相談件数：4,117件/年)	B	社会福祉課

施策の方向	主な取組	具体的施策	具体的施策の概要	令和3年度末の状況	評価 (A/B/C/ D/E)	担当課
(2) 地域における人権尊重の環境づくり						
① 人権に関する基本的な知識や考え方の習得を推進します。 (人権推進課、学校教育課、生涯学習課、産業振興課)	・人権を尊重する市民意識の高揚を図るため、広報誌や啓発パンフレット、ウェブサイトなどの資料をはじめ、各種媒体を活用し、市民や事業者に対して人権啓発を推進します。	広報、パンフレット、市公式ウェブサイト等による周知・啓発	広報・ウェブサイト等で人権全般を啓発し、市民の人権感覚の醸成を促進。 ・「人権週間」特集号 ・「人権まんが冊子」 ・啓発パンフレットの作成 ・懸垂幕の掲示 ・人権啓発ビデオの貸し出し	・啓発パンフレット 人権週間特集号 38,000部(戸配布)、人権講演会 市内小中学校 人権まんが冊子 1,000部(市内小学6年生) ・懸垂幕の掲示(人権週間) ・啓発冊子の購入 ・ビデオライブラリーの周知拡大	A	人権推進課
				商工会、法人会等事業所に、啓発パンフレット等を配布し、啓発の充実に努めた。	A	産業振興課
	・人権を尊重する市民意識の形成を図るため、市民自らが人権問題を考えるきっかけづくりの場となる講演会・映画会やパネル展示、講座などの開催を推進します。	人権講演会開催事業	講演会の実施、人権作文発表、ふれあいコンサート、パネル・啓発作品の展示。	人権講演会 日 時:令和3年11月21日(日) 場 所:美和文化会館 大ホール 内 容:子ども人権 参加人数:155人 その他: 中学生による人権作文発表 人権意識の高揚を啓発するパネル展示	A	人権推進課 学校教育課
				海部地区人権教育講演会 日時:令和3年8月6日(金)午後2時～4時 講師:芸人 スマイリーキクチ氏 演題:インターネットと人とかかわり合い ～突然、僕は殺人犯にされた～ 会場:甚目寺公民館大ホール 人数:308名	A	学校教育課 生涯学習課
		市民人権講座開催事業	市民自らが人権問題を考えるきっかけづくりの場となる講座などの開催を推進する	市民人権講座 ①講座名:「ハンセン病問題」 日 時:令和3年6月22日(火) 場 所:人権ふれあいセンター 参加人数:一般73人(うち職員30人) ②講座名:「名古屋市中央卸売市場南部市場現地学習」 日 時:令和3年10月21日(木) 場 所:名古屋市中央卸売市場南部市場 参加人数:16人 ③講座名:「障がいのある人の人権」 日 時:令和4年2月15日(火) 場 所:七宝焼アートヴィレッジ 参加人数:17人	A	人権推進課
ミニシアター 開催日:8月11日(水) 「ハンセン病問題を知る～元患者と華族の思い」 「小学生のスマホの安全な使い方教室」 参加者:0名				C	人権推進課	
	人権映画会(人権ふれあいセンター)の開催	人権に関する映画会を開催して啓発。				

施策の方向	主な取組	具体的施策	具体的施策の概要	令和3年度末の状況	評価 (A/B/C/ D/E)	担当課
		人権パネル展開催事業	人権週間等、人権に関するパネル展示及びビデオ上映をして啓発。 市内施設等で人権啓発パネル展示及びビデオ上映の開催予定。	<ul style="list-style-type: none"> ・「人権を理解する作品コンクール」優秀作品展示（6月1日～30日）七宝・美和・甚目寺地区 ・人権講演会パネル展（美和文化会館） 【実施】 <ul style="list-style-type: none"> ・人権週間に甚目寺庁舎にて人権啓発パネル展示を実施した。 	A	人権推進課
		人権の花運動の実施	花を育てる体験を通じて、人の思いやり、心の優しさを育むことにより、人権尊重の精神を身につける。	咲かせよう人権の花運動 <ul style="list-style-type: none"> ・日時 令和3年11月26日（金） ・場所 美和東小学校 ・対象 1年生 	A	人権推進課
		人権映画上映会の開催	人権に関する映画会を開催して啓発。	未実施	E	人権推進課

施策の方向	主な取組	具体的施策	具体的施策の概要	令和3年度末の状況	評価 (A/B/C/ D/E)	担当課
② 身近で参加しやすい学習機会の提供に努めます。 (人権推進課、学校教育課、生涯学習課)	・人権ふれあいセンターや公民館などの身近な公共施設における人権教育・啓発に関する学習講座・教室の充実を図ります。	地域交流講座開催事業	生活全体を踏まえての事業展開を図り、各種教室を通じての住民交流をより一層深める。	健康体操教室始め10教室を開催した。 参加人数：延べ1040名	A	人権推進課
		生涯学習講座開催事業	個性や能力を発見し、新たなコミュニティを形成する契機とするため各種講座を開催する。	様々な内容、体系の計32講座を開催し、376名の参加を得て人材育成、交流を図った。	A	生涯学習課
		人権関係図書コーナーの設置	人権ふれあいセンターに人権関連の資料を整備・提供。	人権ふれあいセンター図書室に人権関連図書を配置している。 購入冊数：17冊 蔵書冊数：3,871冊	B	人権推進課
	・体験型、参加型学習を取り入れるなどの効果的な学習方法を研究し、実施していきます。	体験型・参加型学習の研究	ボランティア活動等多様な体験活動や参加意欲を高めるような参加体験型学習のプログラムを実施します。	【未実施】	E	人権推進課
	・偏見や差別のない明るく住みよいまちづくりを進めていくため、多様な社会生活の場での学習機会の工夫と充実を図ります。	P T Aや女性の会など社会教育関係団体への支援 町内嘱託員、民生・児童委員などとの連携強化	P T Aや女性の会など社会教育団体の求めに応じ、指導・助言を行っていく。 町内嘱託員、民生・児童委員への情報提供や講演会への参加要請。	指導・助言する機会はなかった。 区長、民生・児童委員へ講演会への参加要請を行った。	E A	人権推進課 人権推進課
③ 人権教育・啓発活動を推進する指導者の養成を推進します。 (人権推進課、学校教育課)	・人権に関する正しい学習や教育を行うことができるよう、指導者の養成や指導者の資質向上を図る研修・講座等を実施します。	指導者養成のための学習機会の提供・参加促進	人権教育の指導者を養成する機会の充実、参加促進に努める。	市町村人権啓発指導者研修会等の研修会に参加した。 参加人数：延べ56名	A	人権推進課
				【新型コロナの為、書面研修】 新任転任の教職員対象 人権意識を高める研修会 令和3年8月27日（金） 会場：人権ふれあいセンター 午後2時～3時15分 講師：人権推進課長 あま市小中学校人権教育研究会研究主任 演題：あま市人権同和対策事業及び啓発について あま人教・県人教における人権推進について 会場：人権ふれあいセンター 参加人数：50名	A	学校教育課
	・専門機関や関係機関、関係団体などとのネットワークを構築します。	専門機関や関係機関、関係団体などとのネットワークの構築	国、県との連携を図り、情報収集に努め、開催する講座に取り入れていく。	愛知人権啓発活動ネットワーク協議会等に参加している。	A	人権推進課

施策の方向	主な取組	具体的施策	具体的施策の概要	令和3年度末の状況	評価 (A/B/C/ D/E)	担当課
④ 家庭、地域、学校との連携・協力の強化を図ります。 (人権推進課、学校教育課、企画政策課、社会福祉課、子育て支援課)	・家庭、地域、学校と連携・協力し、市民が地域でのふれあいと支えあいを深め、市民の主体的な相互理解、相互扶助の浸透を図ります。	民生委員・児童委員の連携強化	民生委員・児童委員が家庭と地域社会、行政が連携できるよう、意見交換を行う。	民生委員・児童委員と小中学校との連絡会を開催した。 (七宝地区6校、美和地区5校、甚目寺地区6校)	A	社会福祉課 学校教育課
		地域に密着した学校づくりの推進	学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことができる学校運営協議会を学校内に設置し、地域と一体となって地域に密着した学校づくりを進める。	全小中学校で学校運営協議会を設置済。	A	学校教育課
		総合的な子ども支援の推進	子育て支援課を中心に、保健センター、民生児童委員をはじめとする相談・支援機関との連携を強化し、家庭、地域を含めたトータルな子ども支援体制を構築する。	あま市要保護児童対策地域協議会等を開催し、関係機関との連携を図った。 同実務者会議 12回	B	子育て支援課
	・地域における世代間交流を促すことにより、地域全体で人権尊重や支えあいの意識の向上を図ります。	地域コミュニティづくりの推進	コミュニティ推進協議会が主体となり、地域に住む人々が当事者意識を持って、地域の課題解決に取り組むことができるような組織づくりを進める。	令和2年度末において、市の補助金交付対象となりうるコミュニティ団体は、14団体設立されている。	A	企画政策課
	・参加体験型学習を重視して、人権に対する正しい理解を深めるため、交流やボランティア体験などの人権教育・啓発活動を推進します。	総合的な学習などを通じた体験・参加型学習機会の充実	障がい者の疑似体験や伝達手段の手話、点字等の学習を総合的な学習の時間に実施する。	障がい者の気持ちに共感できるような体験学習を実施。	A	学校教育課
		職場体験学習、福祉実践教室など、具体的な事例を活用した学習機会の充実	職場体験学習、福祉実践教室において、ボランティア活動への参加の仕方、心構えなどについて学習する。	各学校ごとにワークショップによる学習を展開し、共感することができた。	A	学校教育課
		平和体験学習派遣事業	平和推進事業の一環として中学生の代表を平和事業の先進地へ派遣し、戦争の悲惨さや平和の尊さについて学ぶことを目的として実施する。	【新型コロナの為、中止】 市内各中学校の男女各1名及び教諭2名を広島市へ派遣し、広島平和記念資料館の見学や被爆体験講話の受講を通して、戦争の悲惨さと平和の尊さを学習し、10月16日開催の平和祈念式典で発表を予定していたが、コロナ禍のため中止とした。	E	企画政策課
	・人権擁護委員の活動支援や連携の強化を図ります。	人権擁護委員等との連携	人権擁護委員をはじめ、国、愛知県との連携のほか、愛知人権啓発活動ネットワーク協議会と協力して、幅広い啓発活動を実施。	【新型コロナの為、中止】 新型コロナウイルス感染症のため中止した。 ・人権擁護委員による「あま市保育園人権教室」 日 時：令和3年10月22日（金） 場 所：篠田・五条保育園	E	人権推進課

施策の方向	主な取組	具体的施策	具体的施策の概要	令和3年度末の状況	評価 (A/B/C/ D/E)	担当課
2. 学校等における人権教育・啓発の推進 (1) あらゆる教育活動を通じた人権教育の充実		〔評価基準〕 A：かなり取り組めた（100%以上実施） B：取り組めた（70%以上100%未満実施） C：ある程度取り組めた（40%以上70%未満実施） D：あまりできなかった（40%未満実施） E：事業未実施				
① 就学前教育の充実を図ります。 (子育て支援課、学校教育課)	・子どもや親が人権尊重意識を高めるようにするために、交流や体験を通して人権尊重の精神の基礎を築くよう努めます。	人権保育の推進	あま市人権保育指針に基づく取り組みを推進する。人権保育実践編を基に実践的に取り組むことができるよう、人権委員会が中心となり事例提案・検討等を実施する。	人権委員会（保育園長代表2名＋各園1名参加）にて人権保育指針に基づく実践冊子を基に事例検討を実施した。また保育の共有を通して人権保育の実践の促進を図った。	A	子育て支援課
	・幼稚園、保育園においては、幼児の発達の特徴を十分に踏まえ、人権尊重の精神の基礎を築くよう努めます。	幼児教育の推進	人権尊重の精神を築くよう、文化的体験活動や、自然・社会体験活動を充実する。	人権委員による保育の内容の指導や絵本等の教材検討を行った。入園にむけて関係機関や各課との連携を密にした。また、個別的援助を大切にされた保育を実施した。	A	子育て支援課
				関係機関や各課と協力し、就学前相談の充実を図った。	A	学校教育課
② 学校教育の充実を図ります。 (学校教育課、人権推進課)	・児童生徒が人権問題を自らの問題として考える判断力と実践力を身につけるよう、人権教育の充実に努めます。	人権教育に関する教育カリキュラムの検討	あま市小中学校人権教育研究会において、人権教育推進のための指導資料の作成、人権教育研究を推進する。	人権教育のための系統的なカリキュラムを作成。修正を検討した。	A	学校教育課
		小中学校におけるICT教育	児童生徒のコンピューター授業を通して、人権侵害をしないためのインターネット利用上のルールを学習する。	県の「モラルBOX」の事業をはじめ、情報モラルのリテラシーに関する教育を推進する。	B	学校教育課
	・あま市小中学校人権教育研究会の支援や、各学校における人権教育の内容・方法などを取り入れた心の教育の充実を図ります。	こころ豊かな子どもたちを育む基盤づくり	主体的に判断し、よりよい生活を目指して行動できる人間を育てるための道徳教育の実施。	道徳や総合的な学習等の時間を通して、主体的な態度の育成を図ってきた。	A	学校教育課
	・児童生徒等の発達段階に対応し、教育内容に創意・工夫を凝らした人権教育を充実します。	人権教育に関する教育カリキュラムの検討 (再掲) I-2-(1)-②	あま市小中学校人権教育研究会において、人権教育推進のための指導資料の作成、人権教育研究を推進する。	人権教育のための系統的なカリキュラムを作成。修正を検討した。	A	学校教育課
		「人権を理解する作品コンクール」作品応募	人権に関する課題を自由に定めて、書道・ポスター・標語の部の作品に取り組む。	・市内小中学校17校に作品募集した。 応募作品総数：7,424点 ・前年度募集した優秀作品を公共施設で展示 日程：6月1日～6月30日 場所：七宝・美和・甚目寺各地区	A	人権推進課
		「全国中学生人権作文コンテスト」作品応募	日常の家庭や学校生活の中で得た体験に基づき作文を書くことを通して、人権尊重の大切さを考えてもらう。	市内中学校5校に作品募集した。	A	人権推進課
		人権の花運動の実施 (再掲) I-1-(2)-①	花を育てる体験を通じて、人の思いやり、心の優しさを育むことにより、人権尊重の精神を身につける。	咲かせよう人権の花運動 ・日時 令和3年11月26日（金） ・場所 美和東小学校 ・対象 1年生	A	人権推進課
		啓発用品作成、配布事業	・啓発品を作成し、輪番により市内小中学校4校に配布する。 ・人権啓発漫画冊子を作成し、市内12校小学6年生全生徒対象に配布する	市内小中学校4校等に標語を啓発用品に印刷して作成、配布した。 ・クリアファイル（2,700枚） 人権啓発漫画冊子を作成し、市内12校小学6年生全生徒対象に配布し、人権タイム等の授業で活用した。（1,000部）	A	人権推進課
	・気づきを通じて自尊感情を高める参加体験型の学習手法を導入します。	参加体験型学習の充実	ロールプレイング、シュミレーションなどの学習形態を取り入れ、主体的に授業に参加することで実践的態度を培う。	道徳や総合学習の時間等で、主体的に授業に参加できるよう、ロールプレイング、ミュレーションなどの手法を取り入れた授業を進めた。	B	学校教育課

施策の方向	主な取組	具体的施策	具体的施策の概要	令和3年度末の状況	評価 (A/B/C/ D/E)	担当課
③ 児童生徒に対する相談体制の整備を図ります。(学校教育課)	・不登校児童生徒等に対する個別カウンセリングや体験活動、学習活動等を組織的、計画的に行うために、教育相談センターの充実を図ります。	教育相談センターの充実	教育上の悩み、いじめ、不登校問題等の「相談活動」や学校が行う生徒指導等への援助、教職員の指導及び研修等の「学校支援」を行うことにより、学校教育及び家庭教育の充実を図る。	児童生徒・保護者等のいじめ・不登校等の諸問題に早期対応できるよう、教育相談支援員を直接学校へ派遣するなど、教育相談センターを中核とした相談活動の整備を進める。「子どもの自立を支える親の会」を年3回開催し、不登校の深刻な子どもが周りにつながるよう支援を進めた。	B	学校教育課
④ 人権教育・保育の充実を図ります。(人権推進課、学校教育課、子育て支援課)	・人権擁護委員による、人権啓発の充実を図ります。	人権の花運動の実施(再掲) I-1-(2)-①	花を育てる体験を通じて、人の思いやり、心の優しさを育むことにより、人権尊重の精神を身につける。	咲かせよう人権の花運動 ・日時 令和3年11月26日(金) ・場所 美和東小学校 ・対象 1年生	E	人権推進課
		人権擁護委員による「あま市保育園人権教室」を実施	・人権擁護委員による「あま市保育園人権教室」を通して、人権教育・保育の充実を図る。	【新型コロナの為、中止】 新型コロナウイルス感染症のため中止した。 ・人権擁護委員による「あま市保育園人権教室」 日 時：令和3年10月22日(金) 場 所：篠田・五条保育園	E	人権推進課 子育て支援課
(2) 保育士、教職員の資質向上を図る研修の充実						
① 保育士、教職員の指導力の向上を図ります。(学校教育課、子育て支援課、生涯学習課)	・保育士、教職員の資質や力量の向上を図るために、教育アドバイザーの派遣や教員研修の充実を図ります。	教員の資質向上	教員の資質や力量を向上するために、研修の充実を図る。 ・教育アドバイザーの派遣 ・教員研修「教師力パワーアップ講座」の実施	あま市の教職員の資質・力量の向上のために、「Ama Teachers college～ステップアップ！教師力～」と題して、全8回実施。その他に、特別研修を全7回実施。各回40名程度参加。	A	学校教育課
		保育士研修開催事業	保育士の資質や力量を向上するために、研修の充実を図る。	職員人権研修会：令和3年11月25日(木) 美和文化会館 91名参加 療育研修会：令和3年8月19日(木) 甚目寺公民館 36名参加 保育園職員等研修 ・新型コロナ感染対応研修 令和3年7月29日(木) 美和文化会館 78名参加 ・アレルギー研修 令和4年1月25日(火) 美和文化会館 71名参加 ・わらべうた研修 令和4年3月3日(木) 美和文化会館 53名参加 その他 救急法指導研修等に参加	A	子育て支援課
		スクールサポーターの充実	教育活動の支援や、個別の児童生徒の学習支援を行う非常勤や退職教員、ALTなどの派遣を充実する。	各小中学校へスクールサポーターやALTの配置を行った。 スクールサポーター82人・ALT8人	B	学校教育課
		人権教育講演会開催事業(再掲) I-1-(2)-①	海部地区人権教育講演会の開催を通じ、市民の人権に対する意識を高める。	海部地区人権教育講演会 日時：令和3年8月6日(金)午後2時～4時 講師：芸人 スマイリーキクチ氏 演題：インターネットと人とのかわり合い ～突然、僕は殺人犯にされた～ 会場：甚目寺公民館大ホール 人数：308名	A	学校教育課 生涯学習課

施策の方向	主な取組	具体的施策	具体的施策の概要	令和3年度末の状況	評価 (A/B/C/ D/E)	担当課
	・今後の定年退職者増加に対応し、若い保育士、教職員の資質・指導力を向上させるため、初任者研修等の研修体制を充実します。	新任・転入教職員研修事業	人権（同和）教育の研修、フィールドワークの実施。	【新型コロナの為、中止】 市の新任者・転任者50名が参加。人権推進課長、研究推進委員の代表による講演を予定していたが、新型コロナの影響により中止となった。	E	学校教育課
		初任者等研修体制の整備	教員としての資質・指導力を向上させるため、初任者等に対する研修体制を充実します。	年間3回の初任者研修を実施し、特に10月に実施した初任者研修では、「道徳の授業とは」と題した研修を実施し、道徳教育の充実を図り、人権教育を進めることができた。	A	学校教育課
	・研修などを通じて、保育士、教職員の資質向上を図り、人権尊重の理念などについて、十分な認識や指導力を持った人材の育成に努めます。	人権教育講演会開催事業 (再掲) I-1-(2)-①	海部地区人権教育講演会の開催を通じ、市民の人権に対する意識を高める。	海部地区人権教育講演会 日時：令和3年8月6日（金）午後2時～4時 講師：芸人 スマイリーキクチ氏 演題：インターネットと人とかかわり合い ～突然、僕は殺人犯にされた～ 会場：甚目寺公民館大ホール 人数：308名	A	学校教育課 生涯学習課
		研修会等への参加	人権教育に係る研修会等へ参加し、人権問題の解決を図る。	部落解放をめざす愛知研修会・自由同和会愛知県本部研修大会・人権問題県民講座・人権講演会・保育所職員研修・全国人権保育研究集会・人権教育指導者研修会に参加した。	A	学校教育課 子育て支援課
	・人権学習に関する指導方法や教材開発を推進します。	あま市人権教育研究会の研究推進委員会	人権教育に関する資料収集と啓発に努める。	年7回研究推進委員会を開催し、各校の人権教育の取組について意見交換を行った。年度末に学校での取組をレポートにまとめ、研究紀要の作成をした。	A	学校教育課
(3) 家庭・地域との連携強化						
① 家庭・地域との連携・協力の強化を図ります。 (学校教育課、産業振興課)	・教育委員会で人材バンクを設置し、地域の人材を登録していただき、各学校において地域人材活用を促進します。 ・子どもたちの社会性や望ましい職業観・勤労観を育成するために、地元の商店街や企業等と連携した社会体験活動や職場体験、出前講座の実施を推進します。 ・子どもの人権を守るため、小中学校のいじめ・不登校児童生徒の対応方法や指導について、関係機関との情報交換・連携を図ります。	教育人材バンクの設置	市内の小・中学校で地域の方々に様々な側面から学校を支援していただくことにより、「生きる力」を育む児童・生徒の育成を図る。	「教育人材バンク」を活用することにより、各校が地域の人材を活用することができ、学校と地域が児童生徒の育成に関し連携協力することができた。	A	学校教育課
		職場体験活動の推進	中学生の勤労観、職業観を育成するとともに、学びを支え、生き方を考えさせる。	「キャリアスクールプロジェクト」推進事業によりキャリア教育を進める。正しい職業観を養うようにした。	B	学校教育課 産業振興課
		スクールカウンセラー設置事業	いじめ、不登校その他の生徒の問題行動等への対応に資するためカウンセラーを設置し、教職員及び保護者に対する助言及び援助等を行う。	県のSCと共に、市雇用のSCを派遣した。市の教育相談センターを核として連絡調整する場を設けた。	B	学校教育課

施策の方向	主な取組	具体的施策	具体的施策の概要	令和3年度末の状況	評価 (A/B/C/ D/E)	担当課
3. 職場における人権教育・啓発の推進 (1) 企業等事業所における人権教育・啓発の充実		<p>[評価基準] A：かなり取り組めた（100%以上実施） B：取り組めた（70%以上100%未満実施） C：ある程度取り組めた（40%以上70%未満実施） D：あまりできなかった（40%未満実施） E：事業未実施</p>				
① 企業等事業所の主体的な人権教育・啓発活動を促進・支援します。 (人権推進課、産業振興課)	・企業等に対して研修教材としてのリーフレットなどの作成及び配布などを行い、人権教育・啓発の支援に努めます。	パンフレットの配布などによる啓発	産業振興課と連携を図りながら、商工会、法人会等事業所に、啓発パンフレットを配布し、啓発を行う。	商工会、法人会等事業所に、啓発パンフレット等を配布し、啓発の充実に努めた。	B	人権推進課 産業振興課
	・人権尊重の考え方から、事業所や市民に対して、個人情報の保護や情報管理に関する啓発を行います。	広報、市公式ウェブサイトなどによる啓発	広報、市公式ウェブサイトなどを通して、意識啓発を行っていく。	市公式ウェブサイトにおいて個人情報、情報管理に関する啓発を図った。	B	人権推進課
	・広報誌などにより伝統産業などを紹介します。	パンフレットの配布などによる啓発	地元の伝統産業などのパンフレットを作成し、紹介及び啓発を行う。	商工会、法人会等事業所に、啓発パンフレット等を配布し、啓発の充実に努めた。	B	産業振興課
	・商工会との連携に努めます。	人権に関する講演会等の情報提供及び参加呼びかけ	商工会、法人会等事業所に、講演会等の案内をし、参加を呼びかける。	商工会、法人会等事業所に、情報を提供した。	C	産業振興課
(2) 雇用の機会均等の確保と働きやすい職場づくり						
① 雇用や就労の場における均等な機会と待遇の確保を推進します。 (人権推進課、産業振興課)	・企業等における人材の採用に当たっては、個人の能力と適正に基づく公正な採用選考の確立を図るため、公共職業安定所（ハローワーク）等と連携し、周知徹底に努めます。	パンフレットの設置などによる啓発	ハローワークとの連携を取りながら、パンフレットの設置などにより制度の周知を行う。	公正採用選考に関するパンフレットを市庁舎、商工会に配置した。	C	人権推進課
	・就労の場における男女共同参画を推進するため、企業等事業所に対して「男女雇用機会均等法」などの周知を図ります。	広報、市公式ウェブサイト等による情報提供	男女の均等な雇用機会と待遇の確保を図る法令・制度の周知を行う。	市公式ウェブサイトによる情報提供を行った。	A	産業振興課
	・巡回労働相談や特定社会保険労務士による派遣労働相談を実施します。	広報、市公式ウェブサイトや商工会を通じて広く募集する。	雇用する労働者の休業・雇用等の問題、年金相談や労使間のトラブル、労働条件の整備などについて、申出のあった相談企業（事業者）へ特定社会保険労務士を派遣して、問題解決にサポート的な役割をする。	巡回労働相談 開催日：毎月第2木曜日 相談件数：0件/年 派遣労働相談 開催日：随時 相談件数：5件/年	A	産業振興課

施策の方向	主な取組	具体的施策	具体的施策の概要	令和3年度末の状況	評価 (A/B/C/ D/E)	担当課
(3) 特定の職業に従事する者に対する人権教育・啓発の推進						
① 市職員に対する人権教育・啓発を充実します。 (人権推進課、人事秘書課)	・市民の模範となるべき市職員においては、人権尊重を基本とした職務を遂行できるよう、また、地域の指導者となるべき人権感覚を身につけられるよう、研修や学習機会を一層充実します。	人権研修の充実 ・人権施策推進本部員・幹事会人権研修	人権意識を高め、人権の視点に立った職務の遂行と人権問題の解決に向け地域における推進的役割を担える職員を育成するため、各種人権研修を充実する。	・人権施策推進本部員・幹事会人権研修（年2回） ①LGBT 日 時：令和3年7月28日（水） 午前8時30分から午前10時まで 場 所：本庁舎2階大ホール ②SDGs（持続可能な開発目標）について 日 時：令和4年1月26日（水） 午前8時30分から午前10時まで 場 所：すみれの里 対象職員：課長以上	A	人権推進課
		・人権施策推進本部会員人権研修		●人権施策推進本部会員（人権推進部会）人権研修（2回） ①性的マイノリティについて 日 時：令和3年8月4日（水） 午前8時30分から午前10時まで 場 所：甚目寺庁舎2階大会議室 ②部落差別（同和問題）について 日 時：令和3年12月上旬 午後2時から午後3時30分まで 場 所：本庁舎2階大ホール 対象職員：人権施策推進本部会員 （人権推進部会（主幹以下）） ●人権施策推進本部会員（男女共同参画部会）研修（2回） ①子育てと企業のエピソードから学ぶ、輝ける社会について 日 時：令和3年12月15日（水） 午前9時30分から午前11時30分まで 場 所：美和文化会館2階多目的室 対象職員：人権施策推進本部会員 （男女共同参画部会（主幹以下）） 【新型コロナの為、中止】 ②男女共同参画で社会・組織を活性化～性別によらず全ての人が輝く社会をめざして～ 日 時：令和4年3月8日（火） 午前10時から午前11時まで 場 所：甚目寺公民館2階講義室1, 2		
		・職員人権研修		①ハンセン病問題 日 時：令和3年6月22日（火） 場 所：人権ふれあいセンター （市民人権講座に参加） 【新型コロナの為、中止】 ②LGBT 日 時：令和3年9月22日（水）→令和4年3月15日（火） 場 所：すみれの里 ③障がいのある人の人権 日 時：令和4年2月15日（火） 場 所：七宝焼アートヴィレッジ ※各研修受講人数は30人	D	人権推進課
		人権教育の指導者を養成する機会の充実に努めた。また、積極的な参加を呼びかけた。		B		

施策の方向	主な取組	具体的施策	具体的施策の概要	令和3年度末の状況	評価 (A/B/C/ D/E)	担当課
				<ul style="list-style-type: none"> 全職員を対象に人権研修を実施した。 日時 令和3年12月8日、9日、14日、22日 ※感染拡大により、2月14日は中止とした。 場所 七宝公民館 美和総合福祉センターすみれの里 あま市役所甚目寺庁舎 受講者数：296名 ※上記受講者とは別に、一般職74名、保育士職102名については、後日、研修資料を配布した。 市独自に実施した新規採用職員研修において、人権研修を実施した。 日時：令和3年4月14日 場所：あま市役所本庁舎 受講者数：21名 海部地区新規採用職員研修において、人権研修を実施した。 日時：令和3年6月23日、6月30日 場所：飛島村役場 受講者数：21名 海部地区一般職員前期研修において、人権研修を実施した。 日時：令和3年9月8日、9月15日 場所：飛島村役場 受講者数：11名 	A	人事秘書課
		人権講座や人権研修会への職員の派遣 (再掲) I-1-(2)-③	行政職員としての資質の向上を図るために実施する。	市町村人権啓発指導者研修会等の研修会に参加した。 参加人数：延べ56名	A	人権推進課
	・より高い人権意識を持って職務に従事できるよう、市職員の講演会などへの参加促進を図り、市民に対して人権尊重を基本とする接遇・市民サービスの提供や個人情報保護の徹底を図ります。	市職員の講演会などへの参加促進	人事秘書課と連携をとりながら、研修等に積極的に参加し、市職員の意識の高揚を図る。	人権講演会について職員へ積極的な参加を呼びかけた。	B	人権推進課
② 教育関係者に対する人権教育・啓発を充実します。 (学校教育課、子育て支援課、生涯学習課)	・保育士、教職員が人権尊重に対する理解と認識を深め、人権教育・啓発を推進していくために、職員研修を充実させ、資質の向上を図ります。	人権教育講演会開催事業 (再掲) I-1-(2)-①	海部地区人権教育講演会の開催を通じ、市民の人権に対する意識を高める。	海部地区人権教育講演会 日時：令和3年8月6日(金)午後2時～4時 講師：芸人 スマイリーキクチ氏 演題：インターネットと人とのかかわり合い ～突然、僕は殺人犯にされた～ 会場：甚目寺公民館大ホール 人数：308名	A	学校教育課 生涯学習課
		保育士研修開催事業 (再掲) I-2-(2)-①	各種研修会の実施。	自由同和会愛知県本部研修大会・全国人権保育研究集会・人権問題県民講座・「人権週間」記念集会・人権問題県民講座(新型コロナウイルスのため中止) 部落解放をめざす愛知研修会・保育所職員研修・人権講演会・人権施策推進本部会員人権研修に参加した。	A	子育て支援課
③ 福祉関係者、保健・医療関係者、消防関係者に対する人権教育・啓発を充実します。 (社会福祉課、高齢福祉課、子育て支援課、健康推進課、市民病院事務局、安全安心課)	・福祉関係、保健・医療関係、消防の業務に従事する者に対して、個人情報や虐待防止など人間の尊厳に対する認識を深められるよう、職員研修を充実させ、資質の向上を図ります。	人権に関する研修等の情報提供	プライバシーへの配慮、人格の尊重等、人権に配慮した処遇の徹底を図るとともに、人権意識の高揚に向け、積極的な取組が行われるよう、必要な情報や教材の提供、研修等の情報提供などの支援を行う。	愛知県等が開催した障がい者の権利擁護と虐待防止に関する研修等の情報を市内障害福祉サービス事業所に提供した。 令和4年2月に虐待等防止ネットワーク協議会を书面会議にて開催。(年1回)「虐待のない明るい地域づくり」のPRのためポケットティッシュ等を11月17日ナフコ七宝店・ゲンキヤ七宝桂店、11月18日ヨシヅヤ甚目寺店・ピアゴ甚目寺店、11月25日ナフコ木田・Yストア篠田店で配布した。	B A	社会福祉課 高齢福祉課

施策の方向	主な取組	具体的施策	具体的施策の概要	令和3年度末の状況	評価 (A/B/C/ D/E)	担当課
				人権問題県民講座や職員人権研修に参加し、その情報を課員に提供した。	A	子育て支援課
				市町村等人権啓発指導者研修会に参加し、その情報を課員に提供した。	A	健康推進課
				消防分団長会議にて団員に、人権講演会等への参加を呼びかけを行った。	C	安全安心課

施策の方向	主な取組	具体的施策	具体的施策の概要	令和3年度末の状況	評価 (A/B/C/ D/E)	担当課
4 人権擁護の推進 (1) 個人情報保護の体制強化		[評価基準] A：かなり取り組めた（100%以上実施） B：取り組めた（70%以上100%未満実施） C：ある程度取り組めた（40%以上70%未満実施） D：あまりできなかった（40%未満実施） E：事業未実施				
① 市職員の個人情報の取扱いに対するモラル向上に努めます。 (総務課、市民課、企画政策課)	・市職員が個人情報保護のための意識を高めるとともに、職員研修などで個人情報に対するセキュリティ意識の向上を図ります。	職員研修によるセキュリティ意識の強化	職員にインターネットを利用した研修会に参加させ、個人情報の重要性の再認識とセキュリティ意識の強化を図る。	e-ラーニング等を活用して情報セキュリティ研修（36名受講）を実施し、個人情報の重要性の再認識とセキュリティ意識の強化を図った。	B	情報推進課
	・個人情報の適切な管理体制や、個人情報に関する業務を適切に遂行できるよう、個人情報保護に関する仕組みづくりの強化に努めます。	個人情報保護のための意識啓発	あま市個人情報保護条例の適正な運用のための助言、指導等を行う。 ・個人情報保護制度の運用 ・個人情報保護審議会の開催	個人情報保護の適正な運用のため、個人情報保護審議会を開催した。 ・開催日 令和3年6月25日 ・場所 書面会議	A	総務課
		あま市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度の周知	住民票の写し等の不正請求及び不正取得による個人の権利の侵害を防止するため、本人以外の第三者に証明書を交付したとき、事前登録者へ交付した証明書の種別等を通知する制度の周知。	制度の周知を図るため、1月の成人式にてチラシ配布、広報6. 8. 3月号に掲載。人権推進課が12月に発行する冊子に掲載。市公式ウェブサイトには常時掲載し、申込書もダウンロードできる。 本人通知制度登録者数267人 本人通知件数21件	B	市民課
(2) 人権侵害に対する相談・支援体制の充実						
① 様々な人権問題に対する相談・支援体制を充実します。 (人権推進課、高齢福祉課、社会福祉課、子育て支援課)	・市民にとって身近で相談しやすい窓口づくりに努めます。	個別の課題に対応した相談窓口の充実	個別の相談について各課における窓口を明確にし、相談体制を充実する。	市公式ウェブサイトにて、本市の人権に関わる相談窓口の一覧を分野ごとにまとめて掲載した。	C	人権推進課
				障害者虐待防止センターを福祉部社会福祉課障害福祉係に設置し、相談窓口を開設している。	B	社会福祉課
				直営型のあま市地域包括支援センター及び委託型の社会福祉協議会地域包括支援センター（甚目寺・七宝・美和）にて、高齢者全般にわたる相談窓口を開設している。	A	高齢福祉課
				家庭児童相談員2名及び母子・父子自立支援員1名を配置し、相談事業を実施した。 児童相談件数 319件 母子家庭等相談件数 252件 母子家庭等就業相談件数 48件	A	子育て支援課
				相談担当課のネットワークを進め、極力1つの相談窓口で済むような相談体制に努めた。	B	人権推進課
				何度も同じ相談を複数の窓口でしなくてもよいように、相談内容を把握し的確な窓口につなげるよう努めた。	B	社会福祉課
窓口のワンストップ化の推進	複数の窓口に係る手続きをできる限り一つの窓口で済むよう、支援体制の整備を図る。	直営型のあま市地域包括支援センター及び委託型の社会福祉協議会地域包括支援センターにおいて、専門職員による高齢者全般にわたる相談についてワンストップにて対応できる体制を整備している。専門職：保健師・主任ケアマネジャー・社会福祉士	A	高齢福祉課		
		相談内容を的確に把握し、他課での対応が必要な場合は関係職員に出向いてもらい、相談内容を正確に伝達するよう努めた。	A	子育て支援課		

施策の方向	主な取組	具体的施策	具体的施策の概要	令和3年度末の状況	評価 (A/B/C/ D/E)	担当課
	・女性や子どもに関する相談や高齢者・障がいのある人の権利擁護に関わる相談など、それぞれの分野別の相談窓口の充実に向け、相談員の資質向上と相談関係機関との連携を図ります。	心配ごと相談事業 (社会福祉協議会)	生活上のいろいろな心配や悩み等について、民生委員・児童委員等による相談、弁護士による法律相談を実施。	実施日及び場所 第1木曜日 美和総合福祉センター 2件 第2木曜日 甚目寺総合福祉会館 4件 第3木曜日 七宝総合福祉センター 3件 相談員 民生委員・児童委員 内 容 相談受付・助言等	B	社会福祉課
		女性相談事業	家庭を取り巻く様々な悩みごとなどに対して豊かな知識や経験を持つ女性相談員が問題解決に努める。	女性の様々な悩みごとに対して、女性相談員が問題解決に努めた。 女性相談件数 83件	A	子育て支援課
		母子家庭等相談事業	母子父子家庭や寡婦の方が自立できるよう、生活の安定や子育ての相談、就業に関する相談などを総合的に行う。	母子・父子自立支援員が対応し、自立支援に向けた、就業・子育てに関する相談を実施した。 母子家庭等相談及び就業相談件数 300件	A	子育て支援課
		身体・知的・精神障害(児)者相談事業 (社会福祉協議会)	身体などに障がいのある本人、家族に対して親身に相談にのり、適切な相談機関やサービスに結びつける。	障害者相談支援事業を社会福祉協議会に委託して実施した。(相談実人数:579人/年、延べ相談件数:4,117件/年)(再掲)	B	社会福祉課
		虐待等に関する相談・通報事業	児童、高齢者、障がい者、配偶者等への虐待等に関する相談・通報を受付ける。	相談は家庭児童相談員が対応し助言等を行った。虐待通報があった場合は、子育て支援課職員と共に訪問し、安全確認のうえ指導した。 虐待に関する相談及び通報 90件	A	子育て支援課
				高齢福祉係、直営型のあま市地域包括支援センター及び委託型の社会福祉協議会地域包括支援センター職員の共同体制で相談及び通報を受け、その後の支援も行った。	A	高齢福祉課
				社会福祉課障害福祉係に設置した障害者虐待防止センターで相談 1件/年、通報 6件/年の対応を行った。	B	社会福祉課
				子育て支援課、児童相談所等と連携し、ネグレクトや虐待に関して注意を促す学校支援会議を開催した。	B	学校教育課
		こまりごと相談事業	家庭内の問題・近隣関係・いじめ・差別問題など、生活上の相談に応じる。	こまりごと相談 実施日:年4回第3金曜日午前9:30~正午 場所:人権ふれあいセンター 相談件数:1件/年	A	人権推進課
		人権相談事業	家庭内のもめごとや隣近所とのトラブル、いじめや差別などの相談に人権擁護委員が応じる。	人権相談所 人権擁護委員による人権相談を地区巡回して開催した。 実施日:毎月第3金曜日9:30~12:00 【新型コロナの為、中止】 5月、9月 【実施】 4月、6月~8月、10月~3月 ※新型コロナウイルス感染症の影響により、人権擁護委員の方々には自宅待機をしていただき、相談者が来たら会場に来ていただく体制をとった。 相談件数:2件/年	A	人権推進課
		教育相談センターの充実(再掲) I-2-(1)-③	教育上の悩み、いじめ、不登校問題等の「相談活動」や学校が行う生徒指導等への援助、教職員の指導及び研修等の「学校支援」を行うことにより、学校教育及び家庭教育の充実を図る。	教育相談センターを核として、いじめ不登校など学校に居場所のない児童生徒の指導に当たった。2,000回を超える相談活動を実施。 市いじめ不登校対策協議会を年に2回実施した。	B	学校教育課

施策の方向	主な取組	具体的施策	具体的施策の概要	令和3年度末の状況	評価 (A/B/C/ D/E)	担当課
		消費生活相談	消費者トラブル等についての相談に応じる。	消費生活巡回相談等 開催日：毎週金曜日 相談件数：2件/年	A	産業振興課
		ゲートキーパー養成研修	地域における自殺予防対策を推進するため、自殺を考えている人や悩んでいる人の相談に対応するため、相談者を育成し、自殺の防止を図る。	【開催日】 令和3年4月13日（火） 【場所】 本庁舎 【対象者】 令和3年度新規採用職員21人	B	健康推進課
		こころの相談員による予約制の個別相談の実施	自殺を未然に防ぐため、自殺の危険性が高い方の早期の発見、早期対応を図る取り組みを行う。	相談実施者、対象者により相談会を分けて実施した。 ・精神保健相談 1回/年（甚目寺） 精神科医による相談会にてケース検討会 ・こころの相談室 12回/年（甚目寺） 臨床心理士による成人対象の相談会 相談件数 2件 ・心理相談 公認心理士による母子対象の相談会 22回/年（甚目寺） 7回/年（七宝） 6回/年（美和） 相談件数 53件	B	健康推進課
	・DVなどの暴力や虐待の根絶に向けて、関係機関との連携を強化し、相談や一時保護、自立支援などの被害者への支援に取り組みます。	DVの防止及び被害者の保護	女性相談員を中心に、被害者の相談、一時保護、自立支援を行うとともに、相談員の資質向上を図るなど、相談体制の充実に努める。	家庭児童相談員を配置し、DV担当者と連携し被害者の相談、保護及び自立に向けての支援を行った。 面接相談 14件 一時保護 1件	A	子育て支援課
DV被害者支援体制の充実		各機関とのネットワークを構築・強化し、情報の共有化を行い、被害者の安全確保や精神的負担の軽減に努め、自立して生活するための支援体制の整備を図る。	あま市虐待等防止ネットワーク実務者会議で各機関と情報を共有するほか、愛知県の実務者研修に参加し、支援体制の強化を図った。	A	子育て支援課	
			対象者はなかったが、高齢者のDV対象者に対して、身体的及び精神的ダメージを軽減するため、一時的な施設入所体制を整備した。	A	高齢福祉課	
				障害者虐待防止センターを福祉部社会福祉課障害福祉係に設置し、相談窓口を開設した。（再掲）	B	社会福祉課
	・虐待を発見した場合の通報義務について、周知と啓発を行うとともに、虐待対応マニュアルを作成し、関係機関との連携による迅速な対応ができる体制を整えます。	広報、パンフレット、市公式ウェブサイト等による周知・啓発	「児童虐待の定義の見直し」、「通告義務の範囲の拡大」等、通告義務の重要性について周知・啓発を図る。	あま市虐待等防止ネットワークとして、虐待に関する啓発や連絡先周知の記事を市公式ウェブサイトや広報に掲載した。 市や国県で作成した啓発物品やパンフレットを街頭啓発活動等で配布した。 街頭啓発活動 3回 【新型コロナの為、中止】 児童虐待に関する講演会 1回	B	子育て支援課
		高齢者虐待対応マニュアルの作成	高齢者虐待対応マニュアルを作成し、迅速に対応できる体制づくりを推進する。	厚生労働省のマニュアルを参考に改訂したあま市における高齢者虐待対応マニュアルを運用した。	A	高齢福祉課
	・専門機関や関係機関、関係団体などと、あま市虐待等防止ネットワーク協議会のネットワークによる効果的かつ効率的な相談体制の構築を進めます。	効率的な相談体制の構築	虐待のケースに応じた、より効果的な関係機関との連携のあり方を構築する。	虐待のケースにより、民生委員や介護サービス事業者からの情報の共有を図り、効果的な対応を図った。	A	高齢福祉課

施策の方向	主な取組	具体的施策	具体的施策の概要	令和3年度末の状況	評価 (A/B/C/ D/E)	担当課
	<ul style="list-style-type: none"> 多様な人権問題に対して、人権侵害の発生を未然に防ぐための人権教育・啓発活動を充実します。 	広報、パンフレット、市公式ウェブサイト等による周知・啓発	広報誌や市公式ウェブサイトにさまざまな人権問題に対する情報を掲載し、正しい理解の促進に努める。	市公式ウェブサイトに掲載し、正しい理解の促進に努めた。	B	人権推進課

「人権尊重のまちづくり行動計画」令和3年度 事業実績

Ⅱ 重要課題と取り組みの方向性(分野別施策)

施策の方向	主な取組	具体的施策	具体的施策の概要	令和3年度末の状況	評価 (A/B/C/D/E)	担当課
1 女性 (1) 男女の人権の尊重						
<small>[評価基準]</small> A：かなり取り組めた（100%以上実施） B：取り組めた（70%以上100%未満実施） C：ある程度取り組めた（40%以上70%未満実施） D：あまりできなかった（40%未満実施） E：事業未実施						
① 男女共同参画・男女平等の意識を高める学習・啓発を推進します。 (人権推進課、生涯学習課)	・「あま市男女共同参画推進条例」の周知を図ります。	広報、パンフレット、市公式ウェブサイト等による周知	「あま市男女共同参画推進条例」及び「プラン」等の周知を行う。	11月のDV防止週間にパネル展示、パープルライトアップを実施し周知した。 学習資料「知ろう学ぼう男女共同参画」を、5月に市内小学校5年生全生徒に配布した。	A	人権推進課
	・男女共同参画が生活の中に定着するために「男女共同参画週間・月間」などの取組を広報紙、パンフレット、ウェブサイトなどの各種媒体により啓発します。	広報、パンフレット、市公式ウェブサイト等による啓発	「男女共同参画週間・月間」の周知を行う。	男女共同参画週間（11/12～25）6月美和文化会館1階ロビーでパネル展を開催した。 広報6月号で男女共同参画週間を周知した。	A	人権推進課
	・男女共同参画・男女平等を推進する講座やセミナーなど、様々な学習機会の提供に努め、市民への啓発を促進します。	男女共同参画をテーマとした講座の開催	男女がともに地域に参画するために必要な知識を学ぶ機会を提供する。	パソコン講座やスマホ・タブレット講座を開催し、86名の受講者に対し地域に参画するために必要な知識を学ぶ機会を提供した。	A	生涯学習課
		男女共同参画の視点に立った講演会、パネル展示、セミナー等の開催 (再掲) I-1- (1) -①	男女共同参画講演会、パネル展、セミナー等の開催。	男女共同参画講演会 日 時:令和3年10月3日(日) 場 所:美和文化会館 大ホール 講 師:松本 薫 氏 人 数:会場50人+後日配信回数208回 その他:男女共同参画に関するパネル展示	A	人権推進課
	・家庭、地域、学校などの中で、固定的な性別役割分担意識を見直し、平等意識の醸成を図れるよう、啓発活動を推進します。	性別役割分担意識や慣行の見直しを図る講座等の開催	「男は仕事、女は家庭」に象徴される固定的な性別役割分担意識や慣行の見直し、男性の育児や介護に関する情報提供や意識改革を図る。	男女共同参画家事等実践講座 ○主に男性を対象とした料理教室 講師:高田 唯 氏(市管理栄養士) 日時:令和3年10月30日(土) 内容:時短&おとう飯をつくろう! 場所:美和公民館 参加人数:親子5組10人	A	人権推進課
		図書館における関連図書、資料の情報提供	各関係機関からの発行資料を図書館に提供するとともに、男女共同参画に関する書籍を選定・購入して資料活用の充実を図る。	男女共同参画に関する書籍を購入して貸出しを行い、啓発活動を推進した。	B	生涯学習課

施策の方向	主な取組	具体的施策	具体的施策の概要	令和3年度末の状況	評価 (A/B/C/D/E)	担当課
(2) 仕事と家庭生活の両立に向けた環境づくり						
① 仕事と家庭生活の両立に向けた環境づくりを推進します。 (人権推進課、子育て支援課、産業振興課)	・仕事と家庭生活の両立のための支援体制の整備、関係法制度などの広報・啓発、情報提供などについて、国、県、関係団体等と連携を図りながら積極的に推進します。	広報、市公式ウェブサイト等による情報提供	男女の均等な雇用機会と待遇の確保を図る法令・制度の周知。	市公式ウェブサイトにおいてワークライフバランスの必要性についての情報提供を行った。	C	人権推進課
				市公式ウェブサイトによる男女雇用機会均等法、ワーク・ライフ・バランス、フレンドリー企業等の情報提供を行った。	A	産業振興課
	・仕事と家庭生活の両立に関する相談体制の整備とともに、保育サービス及び放課後児童健全育成事業の充実や、一時預かり、延長保育を充実します。	延長保育事業	保護者からの保育ニーズに対応するため、通常保育時間を超えた保育を実施する。	実施箇所数 全12か所 開所時間 7:30～19:00 (1園のみ7:00～19:00) 利用人数979人 (7:30(7:00)～8:00、16:00～19:00) 短時間・標準合わせて	A	子育て支援課
		放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ事業)	小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して、放課後児童指導員を配置し、適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業。	設置 28か所 1～3年生 582人 4～6年生 144人 計 726人	A	子育て支援課
		放課後子ども教室事業	放課後の子どもたちの安全な居場所を設け、スポーツ・文化活動、地域との交流等を通して健全な育成を図る。市内の小学校を利用して実施。	10小学校(七宝・宝・伊福・秋竹・美和・正則・篠田・美和東・甚目寺・甚目寺南)年間13回 2小学校(甚目寺東・甚目寺西)年間10回	A	子育て支援課
		ファミリー・サポート・センター事業	大治町と合同で、子育ての援助をしてほしい人と援助をしたい人が会員となって、一時的な子育ての助け合いを地域の中で行う住民参加型の組織であり、その会員同士の連絡及び調整を行うとともに、会員への講習を行う事業。	会員数1,003名(あま市738名、大治町265名)、活動件数2,017件(あま市1,656件、大治町361件、内両住民による援助活動件数198件) 援助会員養成講座10回、依頼会員登録説明会14回、活動報告・スキルアップ研修1回、交流会1回、情報交換会1回、会報誌発行2回実施。 インスタグラムも活用しPRをした。	A	子育て支援課
		一時預かり事業	保護者の疾病その他の理由により家庭において保育されることが一時的に困難となった乳児又は幼児につき、保育所等において、一時的に保育を行う事業。	実施箇所数 4か所 利用人数 2,740人	A	子育て支援課
		低年齢児保育事業	産前産後休業や育児休業終了後の就労に対応するため、低年齢児の保育を実施。	産休明けから実施 4か所 利用者数44人 満6か月から実施 2か所 利用者数28人 満10か月から実施 6か所 利用者数29人	A	子育て支援課
		特定社会保険労務士による派遣労働相談	事業主を対象に、社会保険労務士を派遣し、雇用する労働者の休業・雇用問題・年金相談、労使間のトラブル、労働条件の整備等の相談に応じる。	市公式ウェブサイト、商工会を通じて派遣労働相談の周知を行い5件の相談があった。	A	産業振興課
		母子家庭等就業相談事業	母子父子家庭や寡婦の方が自立できるよう、生活の安定や子育ての相談、就業に関する相談などを総合的に行う。	母子・父子自立支援員にて対応し、自立支援に向けた、就業・子育てに関する相談を実施した。 高等職業訓練促進給付金等事業 7件	A	子育て支援課
	育児休業明け予約事業の実施	出産、育児休業後スムーズに復職できるように、育児休業明け予約事業の実施。	令和2年度途中に保護者が育児休業から復職する児童の保育所途中入所予約を受け付けた。 令和3年度途中入所予約件数 30件	A	子育て支援課	

施策の方向	主な取組	具体的施策	具体的施策の概要	令和3年度末の状況	評価 (A/B/C/D/E)	担当課
		病児・病後児保育事業の実施	保護者の就労等のために家庭で保育等ができない児童で病気または病気の回復期にあり、集団での保育等が困難な児童を一時的にお預かりする。	あま市民病院内 登録者数 77人 利用者数 37人 ふたば病児保育室 登録者数 95人 利用者数 301人	A	子育て支援課
	・ひとり親家庭への就業支援を充実します。	母子・父子自立支援員の配置	母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭の保護者からの相談を受け、自立に必要な情報提供及び指導並びに職業の能力の向上及び求職活動の支援等を行う。	母子家庭等就業相談件数 48件	A	子育て支援課

施策の方向	主な取組	具体的施策	具体的施策の概要	令和3年度末の状況	評価 (A/B/C/D/E)	担当課
(3) 女性に対する暴力の根絶と被害者支援						
① 女性に対する暴力の根絶に向けて周知啓発します。 (人権推進課)	・DVやセクシュアル・ハラスメントなど、男女間のあらゆる暴力を許さない社会をつくっていくため、あらゆる機会を通じて啓発活動を推進します。	DV等防止に関する啓発・情報提供	DVに関する知識を高め、女性に対するあらゆる暴力の防止に向けての取組を行う	市公式ウェブサイトにおいてDVに関する情報を提供した。	A	人権推進課
	・あま市DV防止計画を推進します。			女性に対する暴力をなくす運動期間(11月12日～25日)について11月広報に掲載し、甚目寺庁舎でパネル展を開催した。	A	人権推進課
② 女性に対する暴力の被害者支援を充実します。 (子育て支援課、産業振興課、人権推進課、関係各課)	・女性相談員を中心に、被害者の相談・一時保護・自立支援を行うとともに、相談員の資質向上を図るなど、相談体制の充実を図ります。	DV被害者の安全確保と一時保護の実施 (再掲) I-4-(2)-①	DV被害者の安全確保と相談、指導、一時保護、自立支援を行う。	家庭児童相談員を配置し、DV担当者と連携し被害者の相談、保護及び自立に向けての支援を行った。 面接相談 14件 一時保護 1件	A	子育て支援課
		窓口のワンストップ化の推進	DV相談窓口、手続きのワンストップ化を図る。	家庭児童相談員2名を配置し、DV相談窓口及び手続きのワンストップ化を図った。	A	子育て支援課
		巡回労働相談の実施	労使間のトラブル、待遇の問題、セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントなどの労働問題全般について、県から派遣された専門員が月1回市役所本庁舎で相談に応じる。	市公式ウェブサイト、広報で巡回労働相談の周知を行った。	A	産業振興課
		・被害者の状況に応じて迅速に対応できるように、関係機関と連携を図り、支援体制の整備充実を努めます。	あま市虐待等防止ネットワーク協議会によるDV被害者支援体制の充実	各機関とのネットワークを構築・強化し、情報の共有化を行い、被害者の安全確保や精神的負担の軽減に努め、自立して生活するための支援体制の整備を図る。	あま市虐待等防止ネットワーク協議会及び実務者会議で、様々な事例に対して情報を共有し、対応を協議した。 【新型コロナの為、書面会議】 あま市虐待等防止ネットワーク協議会 1回 【実施】 あま市虐待等防止ネットワーク実務者会議 6回	A
	女性相談担当者会議による情報共有	女性相談担当者会議による情報共有と連携強化を図る。	県主催の担当者会議に積極的に参加し、情報共有と連携強化を図った。	A	子育て支援課	
(4) 女性のエンパワメント						
① 意思決定機関への女性の参画を促進します。 (人権推進課、人事秘書課、生涯学習課)	・審議会等委員への女性の積極的な登用を促進するなど、女性の社会参加意識を高めるとともに、女性の意見を反映させる組織づくりを促進します。	審議会、委員会等への女性の登用状況についての調査、結果公表の実施	女性委員の登用を積極的に関係各課へ働きかけ、登用状況を定期的に調査及び公表し、女性登用を推進する。	すべての審議会などにおける女性の登用人数を調査・把握した。 女性登用率 27.5%	B	人権推進課
		女性職員を管理職に登用するポジティブ・アクション(積極的改善措置)の実施	市役所における女性職員の管理職登用を積極的に促進する。	管理職として、課長級に登用している。 課長級:7名 施設長:9名	B	人事秘書課
	・男女共同参画に関するセミナーや情報提供を通じ、意識啓発に努めるとともに、地域活動などの意思決定機関への女性の参画、女性リーダーの育成の促進を図ります。	愛知県男女共同参画人材育成セミナーの受講候補者の推薦	積極的に社会へ参画している女性を発掘し、男女共同参画の推進を担う人材育成を図る。	受講候補者を1人推薦した。(都合により未修了。)	A	人権推進課
		男女共同参画社会づくり推進活動支援	あま市女性の会に対し補助金を交付することにより、女性の社会参画促進や社会教育及び地域社会の発展を図る。	補助金を交付することにより、女性の社会参画促進や社会教育及び地域社会の発展を図った。	A	生涯学習課

施策の方向	主な取組	具体的施策	具体的施策の概要	令和3年度末の状況	評価 (A/B/C/D/E)	担当課	
② 女性活躍推進法に基づく事業に関する情報提供を充実します。(人権推進課)	・女性活躍推進法に基づき、女性の職業生活における活躍を推進するための取組の情報提供を推進します。	セミナーを通じた女性活躍の推進	働きやすい環境整備のための情報を市民や企業に提供する。又、女性の再就職のためのセミナー等を開催する。	女性の新たな活躍、あま市で暮らし続けることを魅力的に感じさせることを目的に、市民記者を募り、取材から記事作成までを行い、市内で活躍する女性を取り上げた情報誌を作成した。 ・市民記者8名(一般2名、学生6名) ・全戸配布 38,000部	A	人権推進課	
		ワークライフバランスの実現に向けた意識づくり	ワークライフバランスの必要性に関する情報提供や普及啓発を図る。	男女共同参画家事等実践講座の開催 ○主に男性を対象とした料理教室 講師：高田 唯 氏(市管理栄養士) 日時：令和3年10月30日(土) 内容：時短&おとう飯をつくろう！ 場所：美和公民館 参加人数：親子5組10人	A	人権推進課	
(5) 生涯を通じた健康支援							
① 心とからだの健康づくりを支援します。(人権推進課、健康推進課)	・男女が互いの性差を理解し、健康に過ごすことができるよう、それぞれ特有の病気や健康状態に関する情報提供を行います。 ・健康な食生活や食育、がん予防に関する生活習慣改善のための知識の普及・啓発を行うとともに、健康教室・健康相談事業等を充実します。	性差を考慮した情報提供	女性特有の疾患の予防・早期発見を図るため、健康教育やパンフレットの配布による情報提供や、健康相談を通して正しい知識の普及を図る。	新型コロナウイルス感染拡大防止のため、乳がん自己触診の健康教育は中止。1歳6か月健診で子宮がん検診受診啓発のリーフレットを配布した。	A	健康推進課	
		健康増進事業の推進	・健康教室の開催 ・健康相談の実施 ・がん予防に関する生活習慣病のための知識の普及	健康教室 年70回 432人(延べ) 健康相談 年27回 98件(延べ) 栄養相談 年10回 10人	B	健康推進課	
② 性差を踏まえた健康づくりを支援します。(健康推進課、子育て支援課)	・女性は妊娠や出産に伴う健康上の問題等、男性と異なる健康上の問題に直面することに留意し、その不安を少しでも取り除くための相談、指導体制を充実します。	マタニティ教室の開催	妊婦とその夫を対象としたマタニティ教室の開催。	甚目寺保健センター 一般編 2回/年 歯科編 3回/年 七宝保健センター 一般編 3回/年 栄養編 2回/年 美和保健センター 一般編 2回/年 栄養編 1回/年 歯科編 2回/年	B	健康推進課	
		妊娠・出産等に関する健康支援(再掲) I-1-(1)-③	妊娠中の不安の軽減、出産後の育児に関する悩みの軽減、虐待の予防を目的とした妊婦家庭訪問、こんにちは赤ちゃん家庭訪問の実施。	妊婦16人、乳児688人(こんにちは赤ちゃん家庭訪問事業含む)、幼児185人、産婦684人を訪問	A	健康推進課	
		女性相談員配置	要保護女子等に、生活相談など自立に向けた相談に応じ、悩みごとの解決を図ると共に、併せて必要に応じ適切な保護を行う。	家庭児童相談員を配置し、女性の様々な悩みごとに対して、問題解決に努めた。 相談件数 83件	A	子育て支援課	
		家庭児童相談員、母子・父子自立支援員の配置	母子等の人権を尊重し、経済的、精神的安定と自立を図る。	家庭児童相談員2名と母子・父子自立支援員1名を配置し、母子等の経済的及び精神的安定と自立に向け就業等の相談を実施した。 相談件数 300件	A	子育て支援課	
		女性に特有のがんである子宮がんや乳がんの早期発見・治療につなげるため、適切な知識やがん検診の必要性について情報提供、普及啓発を図ります。	女性のライフステージに応じた健康に関する情報提供	女性に特有のがんである子宮がん・乳がんに関する適切な知識やがん検診の受診の必要性について、情報提供、普及啓発に努める。	子宮がん・乳がん検診の個別検診(医療機関)を実施 子宮がん検診1,505人、乳がん検診1,702人	A	健康推進課
		節目対象者における子宮がん、乳がんの無料検診の実施	検診の受診を促進して、がんの早期発見と正しい健康意識の普及及び啓発を図る。	節目年齢の新規対象者に検診無料クーポン・検診手帳の配布し、無料検診を実施。 子宮がん検診62人、乳がん検診139人	A	健康推進課	

施策の方向	主な取組	具体的施策	具体的施策の概要	令和3年度末の状況	評価 (A/B/C/D/E)	担当課
2 子ども (1) 子どもの権利に関する意識の向上		[評価基準] A：かなり取り組めた（100%以上実施） B：取り組めた（70%以上100%未満実施） C：ある程度取り組めた（40%以上70%未満実施） D：あまりできなかった（40%未満実施） E：事業未実施				
① 子どもの権利に関する意識の啓発を推進します。 (人権推進課、子育て支援課、学校教育課、生涯学習課、企画政策課)	・子どもが権利の主体として尊重されるよう、市民に「子どもの権利条約」の趣旨を周知徹底し、啓発活動を推進します。	広報、パンフレット、市公式ウェブサイト等による周知	「子どもの権利条約」を周知させるため、パンフレットを配布するなどの周知に努める。	広報紙や市公式ウェブサイトに子どもの人権に関する啓発記事を掲載し人権尊重意識の普及高揚に努めた。	B	人権推進課 子育て支援課
	・「児童福祉週間」など、家族がふれあう機会を啓発します。	広報、パンフレット、市公式ウェブサイト等による周知	「児童福祉週間」を周知させるため、パンフレットを配布するなどの普及啓発に努める。	・広報紙や市公式ウェブサイトに児童福祉週間に関する啓発記事を掲載し、人権尊重意識の普及高揚に努めた。 ・関係課と連携を取るとともに、窓口でのパンフレットの配置等による周知に努めた。	B	人権推進課 子育て支援課
	・子育て中の親への情報提供や、就学中の子どもを持つ親を対象とした学習講座など、子どもの人権に関する学習機会を充実します。	幼児期家庭教育講座（再掲） I-1-(1)-①	幼児期における子育ての不安を解消するための方法や、楽しく子育てするための心構え、子どもとの関わり方を学ぶ機会を提供する。	幼児期家庭教育講座として10講座を開催し、延べ259名の参加があり、子育ての不安の解消を図った。	A	生涯学習課
	・子どもの権利を尊重するため、子どもが社会や行政に参画し、その意見をいかに提供に努めます。	「市長と語ろうあま市の未来」の開催	市内小中学校の児童生徒と市長が交流を図る。	【新型コロナの為、中止】 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、事業を中止した。	E	企画政策課 学校教育課
(2) 次世代を担う子どもが健やかに育つ環境づくり						
① 子どもが健やかに育つ環境づくりを推進します。 (子育て支援課、学校教育課、生涯学習課、健康推進課)	・子育ての悩みや不安の軽減を図るため、子育て支援センターを中心に、子育てに関する相談や情報提供、交流の場の提供など、子育て家庭に対する相談及び支援体制の充実に努めます。	子育て支援センター事業(再掲) I-1-(1)-③	おもに子育て中の親子を対象に、子育て全般に関する専門的な支援を行う拠点として、昭和保育園及び美和保健センター内に子育て支援センターを設置し、各種の子育て支援等を行う。	利用者数 七宝子育て支援センター 4,173名 開所日数 209日 美和子育て支援センター 6,470名 開所日数 210日 甚目寺子育て支援センター 4,618名 開所日数 206日	B	子育て支援課
		地域子育て支援拠点事業(再掲) I-1-(1)-③	保育所やその他の施設等において、必要な職員を置く等により、乳児、幼児等の保育に関する各般の問題につき、保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、保護者の児童の養育の支援に係る活動を行う子育てサークル等の支援、その他の必要な援助を行う事業。	育児相談 保育所：園長・園長代理・主任対応 子育て支援センター・つどいの広場：施設スタッフで対応 相談件数 七宝子育て支援センター 20件 美和子育て支援センター 30件 甚目寺子育て支援センター 59件 美和つどいの広場 39件 サークル支援…七宝・美和・甚目寺子育て支援センター（現在サークル活動なし）	B	子育て支援課
		つどいの広場事業	主に乳幼児を持ち子育て中の親子が気軽につどい、語り合えるように相互交流を図る場所を提供する。	開所日数 美和つどいの広場 170日 利用者数 美和つどいの広場 1,810名	B	子育て支援課
		保育所の園庭解放の推進	保育所の園庭を開放し、未就園児に遊びの場と保護者の交流の場を提供する。 保護者の育児相談を行う。	【新型コロナの為、中止】 実施保育園 公立9園 実施回数 新型コロナウイルスのため3年度は中止。	E	子育て支援課

施策の方向	主な取組	具体的施策	具体的施策の概要	令和3年度末の状況	評価 (A/B/C/D/E)	担当課
		児童館事業（再掲） I-1-(1)-②	市内の児童館において、幼児及び児童を対象に、健全な遊びを通じて、健康の増進、心を豊かにする場を提供している。専門のスタッフが常駐していることから、子育ての悩み等が気軽に相談することができる。	児童館6か所 児童厚生員 各館2～4名 相談件数 七宝児童館 12件 美和児童館 5件 甚目寺北児童館 5件 甚目寺西児童館 82件 甚目寺南児童館 50件 甚目寺中央児童館 13件 計 167件	A	子育て支援課
		子育て支援ネットワーク会議の開催	子育てサークルやNPO、ボランティアなど子育て支援団体等と連携するため、地域における子育て支援の情報・意見交換会を行う。	年1回開催予定としているが、新型コロナウイルス感染拡大の状況を踏まえ中止とし、議題資料等を郵送した。また「子育て応援します」パンフレットの修正や情報提供がある、子育て支援団体との情報交換をした。	B	子育て支援課
		子育て相談事業	保護者の心配・不安に対する助言、成長確認を通して、保護者が安心して子育てできるよう支援する。	甚目寺保健センター 18回/年 七宝保健センター 11回/年 美和保健センター 8回/年	A	健康推進課
		訪問指導事業（再掲） I-1-(1)-③	育児支援や保健指導が必要と思われる妊婦や乳幼児とその親を対象に家庭訪問による相談・助言指導を実施する。	妊婦18人、乳児660人（こんにちは赤ちゃん家庭訪問事業含む）、幼児185人、産婦621人を訪問	A	健康推進課
		子育てサロン事業（再掲） I-1-(1)-①	育児への不安や悩みを持つ親や閉じこもりがちな親に対し、子育てネットワークや支援ボランティアが相談や助言を行い、あわせて親同士の交流を図る。	子育てサロンを11回開催し、延べ14組34名の参加があった。	B	生涯学習課
	・子どもが社会の変化の中で主体的に生きていくため、知識・技能はもとより、学ぶ意欲、思考力、表現力、問題解決能力等まで含めた確かな学力を身に付けることができるよう、教育環境の整備を推進します。	教員の資質向上（再掲） I-2-(2)-①	教員の資質や力量を向上するために、研修の充実を図る。 ・教育アドバイザーの派遣 ・教員研修「教師力パワーアップ講座」の実施	あま市の教職員の資質・力量の向上のために、「Ama Teachers college～ステップアップ！教師力～」と題して、全8回実施。その他に、特別研修を全7回実施。各回40名程度参加。	A	学校教育課
		スクールサポーターの充実（再掲） I-2-(2)-①	教育活動の支援や、個別の児童生徒の学習支援を行う非常勤や退職教員、ALTなどの派遣を充実する。	各小中学校へスクールサポーターやALTの配置を行った。 スクールサポーター82人・ALT8人（延べ）	B	学校教育課
	・ボランティア活動等、地域への参加活動や自然体験活動の場を提供し、さまざまな体験と出会いの中で、社会の一員としての自覚を促し、子どもの健全育成に努めます。	福祉体験学習の実施	福祉体験学習（車椅子、白杖、アイマスク等）を実施する。	体験型のワークショップを実施した。	B	学校教育課
		エコきつず調査隊	子どもの情操や社会性を醸成し、自然体験を通じ、地域の水文化や歴史について学習する機会を提供する。	小学生16名が参加し、木曾川の調査を行った。年間3回の実施を予定していたが、内2回は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止とした。	B	生涯学習課
	・障がい児を抱える家族の負担を軽減し、健やかな子どもの成長を支援するために、障がい児教育や保育をはじめ、外部等人材の協力による子育て支援を充実します。	障がい児保育事業	軽・中程度の集団保育が可能な障がい児の保育を実施。	公立保育園9園・私立認定こども園3園にて実施 軽・中程度の障がい児数 合計 122名	A	子育て支援課
		障害児地域療育等支援事業	障がい児に対して、愛知県青い鳥医療福祉センターを始め療育関連担当者が連携し、保護者・児童などへの支援及び相談事業を実施。	青い鳥医療福祉センターより保育園5園に各1回、親子通園療育施設1園が4回、2園が3回、療育支援や相談を実施。 親子通園療育施設では臨床心理士・音楽療法士等による外部支援を毎月1回以上実施。委託事業では作業療法士による支援を年に3回実施	A	子育て支援課

施策の方向	主な取組	具体的施策	具体的施策の概要	令和3年度末の状況	評価 (A/B/C/D/E)	担当課
(3) 人権教育(保育)の充実						
① 人権教育(保育)を推進します。 (子育て支援課、人権推進課)	・保育所保育指針に基づいて、家庭との連携のもと、人間形成の基礎づくりの時期にある乳幼児の健全育成に努めるとともに、日常の保育の中で発達段階に応じて、「人権を大切にする心を育てる保育」の推進に努めます。	保育所保育指針に基づく人権保育の推進	人権を大切にする心を育てる保育の推進を図ることを目的として、子どもの人権を深く理解をして保育内容をより充実させる。	人権委員会にて(保育園長代表2名+各園1名参加)・・・人権保育指針に基づく実践冊子を基に、事例検討・保育の共有を通して保育内容の充実に向けて取り組んだ。 又、各保育園においても実践を通しての検討会を実施し、保育内容充実に向け取り組んだ。	A	子育て支援課
		園児とのふれあい会の実施	保育園において、人権擁護委員による園児とのふれあい会の実施。	【新型コロナの為、中止】 園児と委員のふれあい会 日時：令和3年6月18日(金) 場所：新居屋保育園	E	人権推進課
		人権教室・園児とのふれあい会の実施	保育園において、人権擁護委員による人権教室・園児とのふれあい会の実施。	【新型コロナの為、中止】 あま市保育園人権教室 日程：令和3年10月22日(金) 場所：篠田保育園 五条保育園	E	子育て支援課
		保育所職員研修開催事業	各種研修会の実施。	継続 日時 令和3年11月25日(木) 場所 美和文化会館 テーマ 人権について 講師 愛知県県民文化局人権推進課 課長補佐 酒井 久氏	A	子育て支援課
② 子どもの人権を尊重する子育て支援を充実します。 (子育て支援課、人権推進課)	・子育て支援事業に関する情報の提供及び相談・助言を行います。	子育て支援センター事業(再掲) I-1-(1)-③	主に子育て中の親子を対象に、子育て全般に関する専門的な支援を行う拠点として、昭和保育園及び美和保健センター、七宝高齢者生きがい活動センターを開放し、各種の子育て支援等を行う。	利用者数 七宝子育て支援センター 4,173名 開所日数 209日 美和子育て支援センター 6,470名 開所日数 210日 甚目寺子育て支援センター 4,618名 開所日数 206日	B	子育て支援課
		地域子育て支援拠点事業(再掲) I-1-(1)-③	保育所やその他の施設等において、必要な職員を置く等により、乳児、幼児等の保育に関する各般の問題につき、保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、保護者の児童の養育の支援に係る活動を行う子育てサークル等の支援、その他の必要な援助を行う事業。	育児相談 保育所：園長・園長代理・主任対応 子育て支援センター・つどいの広場：施設スタッフで対応 相談件数 七宝子育て支援センター 20件 美和子育て支援センター 30件 甚目寺子育て支援センター 59件 美和つどいの広場 39件 サークル支援・・・七宝・美和・甚目寺子育て支援センター(現在サークル活動なし)	B	子育て支援課

施策の方向	主な取組	具体的施策	具体的施策の概要	令和3年度末の状況	評価 (A/B/C/D/E)	担当課
		人権教室の実施	人権擁護委員による人権教室	【新型コロナの為、中止】 人権教室 ・開催日：令和3年8月上旬 保育園人権教室 ・開催日：令和3年10月22日（金） ・開 所：市内2保育園人権教室 【実施】 咲かせよう人権の花運動 ・開催日：令和3年11月26日（金） ・場 所：美和東小学校 ・対 象：1年生	C	人権推進課

施策の方向	主な取組	具体的施策	具体的施策の概要	令和3年度末の状況	評価 (A/B/C/D/E)	担当課
(4) 児童虐待の根絶と被害児童支援						
① 児童虐待の防止への取組を推進します。(子育て支援課、健康推進課)	・児童虐待防止法など、児童虐待予防に関する各種知識の普及・啓発を行います。	「児童虐待防止法」など、児童虐待に関する各種知識の普及・啓発	啓発パンフレット、市公式ウェブサイトなどにより、児童虐待防止についての普及・啓発を行う。	あま市虐待等防止ネットワークとして、虐待に関する啓発や連絡先周知の記事を市公式ウェブサイトや広報に掲載した。また、市や国県が作成した啓発物品やパンフレットを街頭啓発活動等で配布した。 街頭啓発活動 3回 【新型コロナの為、中止】 児童虐待に関する講演会 1回	B	子育て支援課
		「児童虐待に関する講演会」の開催	児童虐待の深刻化を防ぐため、早期発見・早期通報の意識を高める目的で啓発を行う。	「児童虐待に関する講演会」 日時：令和3年11月27日(土) 場所：甚目寺公民館 内容：子ども虐待対応で「強み」に注目すること	A	子育て支援課
	・児童虐待を防止するため、保護者の悩みなどの軽減を図るとともに、保健・医療・福祉・学校・警察等の関係機関との連携を充実するなど、早期に発見・対応し、さらに被虐待児童の適切な保護や家族再統合支援に至るまでの総合的、組織的な体制を推進します。	あま市虐待等防止ネットワークによる児童虐待防止	あま市虐待等防止ネットワーク協議会や実務者会議において各担当の事例(児童・高齢者・障害者・DV等)を研究することで、それぞれの今後の対応に活用できる体制を整える。	あま市虐待等防止ネットワーク協議会及び実務者会議で、様々な事例に対して情報を共有し、対応を協議した。 【新型コロナの為、書面会議】 あま市虐待等防止ネットワーク協議会 1回 【実施】 あま市虐待等防止ネットワーク実務者会議 6回	A	子育て支援課
		「要保護児童対策連絡協議会」の設置・運営	あま市要保護児童対策地域協議会を設置し、被虐待児童の早期発見・対応を可能とする体制を整える。緊急を要する案件は実務者会議や個別ケース検討会議で各機関と情報を共有、対応を協議する。	あま市要保護児童対策地域協議会及び実務者会議で、様々な事例に対して情報を共有し、対応を協議した。 【新型コロナの為、書面会議】 あま市要保護児童対策地域協議会 1回 【実施】 あま市要保護児童対策地域協議会実務者会議 12回	A	子育て支援課
		こんにちは赤ちゃん家庭訪問事業(再掲) I-1-(1)-③	出産後の育児に関する悩みの軽減、虐待の早期発見と未然防止に努める。	こんにちは赤ちゃん家庭訪問 乳児660人を訪問	A	健康推進課
	家庭児童相談員の配置	保護者の悩みに対応するため、家庭児童相談員を配置する。	家庭児童相談員を2名配置し相談事業を実施した。 児童相談件数 319件 うち虐待に関するもの 90件	A	子育て支援課	
② いじめや暴力、不登校などの問題解決に向けて教育相談体制を充実します。(学校教育課、)	・スクールカウンセラーの配置、教育相談センターをはじめとする取組により、いじめや暴力、不登校などの問題について家庭・地域と共に考え、話しあう機会を提供します。	スクールカウンセラー設置事業(再掲) I-2-(3)-①	いじめ、不登校その他の生徒の問題行動等への対応に資するためカウンセラーを設置し、教職員及び保護者に対する助言及び援助等を行う。	県のSCと共に、市雇用のSCを派遣した。市の教育相談センターを核として連絡調整する場を設けた。	B	学校教育課
		教育相談センターの充実(再掲) I-2-(1)-③	教育上の悩み、いじめ、不登校問題等の「相談活動」や学校が行う生徒指導等への援助、教職員の指導及び研修等の「学校支援」を行うことにより、学校教育及び家庭教育の充実を図る。	児童生徒・保護者等のいじめ・不登校等の諸問題に早期対応できるよう、教育相談支援員を直接学校へ派遣するなど、教育相談センターを中核とした相談活動の整備を進める。「子どもの自立を支える親の会」を年3回開催し、不登校の深刻な子どもが周りつつながるよう支援を進めた。	B	学校教育課
		いじめ・不登校対策協議会の推進	いじめ・不登校児童生徒の対応方法や指導についての情報交換、関係諸機関との連携を図る。	8月と2月(書面開催)に年2回実施。各学校の校長と生徒指導担当が出席。	B	学校教育課

施策の方向	主な取組	具体的施策	具体的施策の概要	令和3年度末の状況	評価 (A/B/C /D/E)	担当課
	・引きこもりや不登校への対応については、学校、児童相談所等が連携して地域社会全体で対処することが必要であるため、関係機関との連携に努めます。	関係機関との連携	学校、教育相談センター、児童相談所等の関係機関との連携。	学校支援のための緊急ケース会議を行うことで、関係機関との連携を図った。	B	学校教育課
	・あま市いじめ問題対策連絡協議会等条例（平成28年（2016）施行）に基づき、いじめ防止等に向けた取組を推進します。	関係機関との連携	学校、人権擁護委員、児童相談所、子育て支援課等の関係機関との連携。	10月29日にいじめ問題対策連絡協議会を行うことで、関係機関との連携を図る。市内の17校行ういじめ・不登校対策協議会で挙げられた事例も検討し連携を図るようにした。	B	学校教育課

施策の方向	主な取組	具体的施策	具体的施策の概要	令和3年度末の状況	評価 (A/B/C/D/E)	担当課
3 高齢者 (1) 高齢者に対する理解の普及		[評価基準] A：かなり取り組めた（100%以上実施） B：取り組めた（70%以上100%未満実施） C：ある程度取り組めた（40%以上70%未満実施） D：あまりできなかった（40%未満実施） E：事業未実施				
① 高齢者や高齢化への理解を深めるための啓発活動を充実します。（人権推進課、高齢福祉課、学校教育課）	・市民が高齢者の人権や高齢化についての理解を深めるために、地域包括支援センターを中心に、社会福祉協議会、ボランティア、市民活動団体とともにパンフレットなどによる啓発を充実します。	啓発パンフレットなどの配布（再掲） I-1-(2)-①	啓発パンフレットを講演会や講座等において配布する。また、各施設の窓口にパンフレットを配置し、啓発を行う。	各施設の窓口にパンフレットを配置し、情報提供、啓発を図った。	A	人権推進課
				介護保険サービスや高齢者に関するパンフレットを窓口に配置した。	A	高齢福祉課
		社会福祉施設における人権啓発活動	社会福祉施設に人権擁護機関が出向いて、社会福祉施設の入所者、職員を対象に特設人権相談所を開設するとともに人権啓発を行う。	【新型コロナの為、中止】	E	人権推進課
	・認知症高齢者を地域で支えるために、認知症に対する理解を高めるよう、啓発活動を実施するとともに、認知症サポーターの養成を推進します。	認知症サポーター養成事業	認知症について正しく理解し、本人やその家族を見守る認知症サポーターを養成する。	民生委員やネット員等を対象に年9回認知症サポーター養成講座を開催した。 (実施状況) 市新人職員 23 人 中学生 953 人 介護サービス事業者 22 人 一般住民 39 人 計 1,037 人	A	高齢福祉課
	・子どもや若い世代が高齢者との交流や体験を通じて、高齢者に対する理解を高めます。	異世代間の相互理解と交流の促進	異世代間交流など、高齢者と子どもたちが互いに学びあい、教えあう機会や場の充実。	地域の人材を活用し、ふるさと学習等を進めてきた。	B	学校教育課

施策の方向	主な取組	具体的施策	具体的施策の概要	令和3年度末の状況	評価 (A/B/C/D/E)	担当課
(2) 安心して暮らすための支援						
① 利用者本位の福祉・介護サービスの提供を充実します。 (高齢福祉課、保険医療課、健康推進課、社会福祉課)	・高齢者を介護・福祉・保健・医療などさまざまな面から支えるため、地域包括支援センターが中心となって、サービス事業者、医療機関、保健センター、社会福祉協議会、ボランティアなどによるネットワークを構築し連携を図ります。	ネットワーク会議の開催	地域包括支援センターが主体となり、ネットワーク会議を開催する。	医療関係者、介護職関係者・民生委員・児童委員及び老人クラブ代表者といった地域の支援者等による多職種間の連携を深めることを目的とした会議を実施した。今年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、例年に比べ参加人数を制限して実施した。 ・8月25日実施 (甚目寺公民館) ・1月13日実施 (甚目寺公民館)	A	高齢福祉課
		専任のボランティアコーディネーターの配置	社会福祉協議会ボランティアセンターに23年度からボランティアコーディネーターを専任で配置する。	専任ボランティアコーディネーターの配置に伴い、あま市におけるボランティア活動の充実を図ってきた。 ボランティアセンター登録状況 登録団体 116団体 個人登録 127名 相談対応件数 43件	B	社会福祉課
		ICTを活用した医療と介護サービスの連携	地域包括ケアシステムの構築	ICTを活用した医療・介護連携を推進するため電子@連絡帳システム「つながろまい“あま”」の構築を行い他職種の連携を図った。 ・登録事業者数 99事業所 (R4.3.31現在) ・登録者 (対象者) 14名 (R4.3.31現在)	A	高齢福祉課
		在宅福祉サービスの充実	・緊急通報体制整備事業 ・徘徊高齢者家族支援サービス事業 ・高齢者あんしんステッカー事業 ・福祉電話貸与事業 ・日常生活用具給付事業 ・老人ホームヘルプサービス事業 ・在宅老人短期保護事業 ・安心カード (平成23年度開始事業) ・緊急医療情報キット (平成23年度開始事業)	緊急医療情報キットの配布 配布総数 336本 高齢者あんしんステッカーの配付 配付数 (登録者数) 11件 緊急医療情報キットの配布 配布総数 23本	A	健康推進課 高齢福祉課
		家族介護支援事業	要介護者等の状態の維持・改善を目的とした、適切な介護知識・技術を習得する内容の教室や、介護者相互の交流会等を開催する。	介護用品の支給事業や介護者教室等を開催し、要介護者等の維持・改善に努めた。	A	高齢福祉課
認知症高齢者見守り事業	地域における認知症高齢者の見守り体制の構築を目的とした、認知症に関する広報・啓発活動を行う。	認知症のパンフレットにより、広報・啓発を行うとともに、認知症サポーター養成講座を受講した人向けにフォローアップ研修を実施した。	A	高齢福祉課		

施策の方向	主な取組	具体的施策	具体的施策の概要	令和3年度末の状況	評価 (A/B/C/D/E)	担当課
		介護予防事業の開催	転倒骨折予防を目的としたストレッチや体操の実施。	<ul style="list-style-type: none"> ・ワクワクからだ教室:12回/年×3会場 36回 1回90分(うち新型コロナのため10回中止) 参加者:65歳以上 参加人数:154名 ・なかよし昼食会:6回/年(うち新型コロナのため2回中止) 参加人数:38名 	A	健康推進課 人権推進課
	・あま市高齢者地域見守り協力に関する協定など、高齢者世帯等の見守り活動をはじめ、高齢者のための地域に根ざした支援を進めます。	ひとり暮らし高齢者・高齢者世帯を対象に訪問調査	民生委員・児童委員がひとり暮らし高齢者・高齢者世帯を対象に訪問調査。高齢者・障害者台帳(緊急時の連絡先や健康状態等の記録)の作成及び確認をし、災害時の要援護者支援にも活用する。	民生委員・児童委員がひとり暮らし高齢者・高齢者のみ世帯の方計10,968人の自宅を訪問し、台帳を作成、情報の更新をした。	A	高齢福祉課
				民生委員・児童委員がひとり暮らし高齢者・高齢者世帯の自宅を訪問し、台帳を作成、情報の更新をした。	A	社会福祉課
	・高齢者虐待に対応するマニュアルの活用や、虐待防止ネットワークの充実を図ります。	あま市高齢者虐待対応マニュアルの整備・あま市虐待等防止ネットワーク協議会の設置	高齢者虐待対応マニュアルを活用し、迅速に対応できる体制を敷いている。あま市虐待等防止ネットワーク協議会を設置し関係者や関係機関との連携・情報共有を図る。	高齢者虐待の通報があった場合は、高齢者虐待対応マニュアルを活用し対応を行う。地域包括支援センターの社会福祉士を中心に毎月1回事例検討会を開催した。あま市虐待等防止ネットワーク協議会及び実務者会議で、様々な事例に対して情報共有し、対応を協議した。 【新型コロナの為、書面会議】 あま市虐待等防止ネットワーク協議会 1回 【実施】 あま市虐待等防止ネットワーク実務者会議 6回	A	高齢福祉課
	・介護予防・日常生活支援総合事業により、要支援者等に対する地域の支えあいの体制づくり推進します。	生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)の配置と生活支援体制整備協議体の設置	生活支援コーディネーターを配置し生活支援・介護予防の充実に向け、ボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘、社会資源の開発やネットワーク化を図る。生活支援体制整備協議体を設置し多様な主体間の情報の共有、連携及び協働による資源開発等の推進について協議する。	多様な主体間の情報の共有、連携及び協働による資源開発等の推進について協議する場を設置した。 <生活支援体制整備協議体会議> 【新型コロナの為、中止】 ・あま市生活支援体制整備協議体(第1層) 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、開催を中止とした。 ・あま市生活支援体制整備七宝地区協議体(第2層) 4/27、6/29、12/2 ・あま市生活支援体制整備美和地区協議体(第2層) 4/23、6/24、9/9、12/14、1/28 ・あま市生活支援体制整備甚目寺地区協議体(第2層) 4/10、6/30、11/12、12/12 ・3地区協議体合同交流会 10/12【七宝焼アートヴィレッジ 42人参加】	A	高齢福祉課
	要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられる、住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供される地域包括支援ケアシステムを構築します。	在宅医療・介護連携推進事業、認知症総合支援事業、生活支援体制整備事業、地域ケア会議推進事業の実施	高齢者が、介護が必要になった場合でも住み慣れた自宅や地域で暮らし続けられるように、「医療・介護・介護予防・生活支援・住まい」を一体的に提供する地域包括ケアシステムを構築するために在宅医療・介護連携推進事業、認知症総合支援事業、生活支援体制整備事業、地域ケア会議推進事業を展開する。	在宅医療・介護連携推進事業、認知症総合支援事業、生活支援体制整備事業、地域ケア会議推進事業の各事業を推進し実施した。	A	高齢福祉課

施策の方向	主な取組	具体的施策	具体的施策の概要	令和3年度末の状況	評価 (A/B/C/D/E)	担当課
(3) 高齢者の生きがい活動への支援						
① 地域での仲間づくりや生きがいづくり活動を支援します。(高齢福祉課、生涯学習課、人権推進課、スポーツ課)	・高齢者が培ってきた経験や知識、能力を発揮し、社会参加できる環境づくりを進めるため、高齢者の学習機会及びボランティアなどの活躍の機会を充実します。	老人クラブ活動の充実	地域のニーズに応じた活動種目を取り入れ、活動内容の充実を図る。	単位老人クラブごとで、地域のニーズに応じた友愛活動や清掃・奉仕活動等を行った。	A	高齢福祉課
		シルバーカレッジ事業	高齢者の生きがいや健康づくり活動に貢献するとともに、高齢者が本事業を通じて培った知識を活かし、地域発展の一助となるための事業を展開する。	60歳以上の市内在住又は在勤者を対象にシルバーカレッジを開校し、年21回の講座を実施した。29名の応募があり、学習と交流の場を提供するとともに、地域社会に貢献できる人材の育成を行った。	A	生涯学習課
	・老人福祉センター、公民館など身近な場所での高齢者を対象とした生涯学習の場を確保し、地域にあわせた活動や交流ができるよう支援します。	老人福祉センターの活用	老人福祉センターでの教養講座や趣味講座の充実を図るとともに、地域での仲間づくりや生きがいづくり活動を支援する。	ペン習字教室始め8教室を開催した。 参加人数：1,026名	B	人権推進課
		地域施設等の活用 生涯学習の場の確保	高齢者を対象とした講座を開催し、多くの高齢者が地域施設を活動の拠点としていただくために、事業を展開する。	筋力アップクラブ(転倒骨折予防事業)を年4回、なかよし昼食会(食生活改善事業)を年2回開催した。 参加人数：筋力アップクラブ 65名 なかよし昼食会 38名	A	人権推進課
			高齢者が興味・関心を示すテーマの講座を開催するとともに、公民館が多くの高齢者にとって活動の拠点となるための事業を展開する。	美和公民館講座にて「認知症予防のための脳トレ講座～クラシックギターをしよう～」を開催。10名の受講者に対し、生涯学習の場を提供した。	A	生涯学習課
	・高齢者が生きがいのある充実した生活が送れるよう、シルバーカレッジやスポーツ・レクリエーション活動や各種講座の開催など、生涯を通じて学習できる機会を充実します。	地域スポーツ活動の推進と指導者・ボランティアの養成	高齢者が気軽に行えるスポーツ事業を推進し、地域でのボランティア指導者の育成・活動に対する支援を行う。	高齢者を対象にしたはつらつ健康教室～シニア運動教室～を開催し、地域スポーツ活動の推進を行った。	A	スポーツ課
		男性高齢者を対象とした料理教室の開催	生きがい対策や自立支援、ひきこもり防止のための講座。	【新型コロナの為、中止】 生きがい対策や自立支援、ひきこもり防止、低栄養予防のため(かんたん調理で長生きごはん)3回/年を予定していたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止。	E	健康推進課
	シルバーカレッジ事業 (再掲) II-3-(3)-①	高齢者の生きがいや健康づくり活動に貢献するとともに、高齢者が本事業を通じて培った知識を活かし、地域発展の一助となるための事業を展開する。	60歳以上の市内在住又は在勤者を対象にシルバーカレッジを開校し、年21回の講座を実施した。29名の応募があり、学習と交流の場を提供するとともに、地域社会に貢献できる人材の育成を行った。	A	生涯学習課	

施策の方向	主な取組	具体的施策	具体的施策の概要	令和3年度末の状況	評価 (A/B/C/D/E)	担当課
(4) 権利擁護の充実						
① 高齢者に対する権利擁護についての情報提供を充実します。(人権推進課、高齢福祉課)	・認知症などにより判断能力の低下した高齢者の権利擁護のために、成年後見制度、日常生活自立支援事業など、社会福祉協議会と連携し、高齢者の自立を支援する制度の普及と利用促進に努めます。	成年後見制度の活用促進	成年後見制度を幅広く普及させるための広報活動を行う。	成年後見制度に関するパンフレットにより制度の周知を図った。	A	高齢福祉課
		成年後見制度利用支援事業	低所得の高齢者に成年後見制度の申立てに要する経費や成年後見人等の報酬の助成等を行う。	実績3人	A	高齢福祉課
	・高齢者虐待に対応するためのマニュアルの活用や、早期発見のためのネットワークの充実及び周知と啓発に努めます。	高齢者虐待に関する周知・啓発	高齢者虐待の現状や虐待を発見した場合の通報義務等について、広報誌等を通じて、周知と啓発を行う。	高齢者虐待の現状や虐待を発見した場合の通報義務等について、広報誌に掲載するとともに、市内3地区で街頭啓発を実施し、周知と啓発を行った。	A	高齢福祉課 人権推進課
		あま市虐待等防止ネットワークによる高齢者虐待防止	あま市虐待等防止ネットワーク協議会を開催するとともに、緊急対応が必要な事例や複雑な事例など場合には、それぞれの機関が事例ごとに対処する。	あま市虐待等防止ネットワーク協議会を2月に書面会議にて開催した。高齢者虐待においては、介護施設等と連携をして対処した。	A	高齢福祉課 人権推進課
		高齢者虐待防止マニュアルの作成(再掲) I-4-(2)-①	高齢者虐待対応マニュアルを作成し、迅速に対応できる体制づくりを推進する。	愛知県のマニュアルを参考に作成した、高齢者虐待対応マニュアルに基づいて対応した。	A	高齢福祉課
② 高齢者やその家族に対する権利擁護を充実します。(人権推進課、高齢福祉課、産業振興課)	・地域包括支援センターにおける介護や高齢者福祉サービスに関する相談体制を、社会福祉協議会と連携し充実します。	総合相談支援事業	高齢者が住み慣れた地域で安心した生活をしていくことができるように、介護保険以外のサービスを含めて、高齢者や家族に対する総合的な支援を行う。	地域包括支援センターの業務として、高齢者やその家族に対して総合的な相談支援を行った。	A	高齢福祉課
		・高齢者に関する詐欺や悪徳商法などに関する消費者相談体制を充実します。	消費者被害未然防止のための情報提供等	地域における消費者被害を未然に防ぐために、地域の関係者や専門機関等と連携し、必要な情報提供を行う。	地域包括支援センターにおいて、消費者被害を未然に防ぐために、必要な助言をしたり、情報提供を行った。	A
				市公式ウェブサイトを利用し、海部地域消費生活センターの周知を行った。	A	産業振興課
				海部地域消費生活センターからの巡回相談を設置し、消費者の相談に対応した。	A	産業振興課
(5) 高齢者にやさしいまちづくりの推進						
① 高齢者にやさしいまちづくりを推進します。(都市計画課、土木課)	・高齢者が住み慣れた地域の中で、安全で快適に生活できるよう、ユニバーサルデザインに配慮した公共的な建物・道路などの整備を促進し、高齢者にやさしいまちづくりを推進します。	地域の道路整備の推進	道路、歩道の整備推進を行う。	道路、歩道の整備に向け関係機関との協議・調整等を推進した。	A	土木課
		建築物のバリアフリー化の推進	愛知県「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」に基づく整備を推進。	公共施設等の建設を行う際には、条例に基づいた整備を推進してきた。	B	都市計画課

施策の方向	主な取組	具体的施策	具体的施策の概要	令和3年度末の状況	評価 (A/B/C/D/E)	担当課
4 障がいのある人 (1) 障がいのある人に対する理解の普及	[評価基準] A：かなり取り組めた（100%以上実施） B：取り組めた（70%以上100%未満実施） C：ある程度取り組めた（40%以上70%未満実施） D：あまりできなかった（40%未満実施） E：事業未実施					
① 障がいのある人の人権について理解を深めるための普及・啓発を推進します。 (人権推進課、社会福祉課、学校教育課)	・障がいのある人の人権について理解を深めるため、広報誌、パンフレットなどを通じて、市民への啓発を充実します。	啓発パンフレットなどの配布	啓発パンフレットを各施設の窓口に配置し、啓発を行う。	各施設の窓口にパンフレットを配置し、情報提供、啓発を図った。	B	人権推進課
				窓口に障害者差別解消法などの啓発パンフレットを配置した。	B	社会福祉課
	・障がいのある人が住み慣れた自宅や地域で安心して生活することができるよう、ノーマライゼーションの考え方の普及を図ります。	広報・啓発活動	障がいへの理解を深め、ノーマライゼーションの社会実現のため、社会福祉協議会、障がい者団体、ボランティア団体との連携を強化し、広報誌や市公式ウェブサイト、パンフレット等を活用し、広報・啓発活動を推進する。	海部東部障害者総合支援協議会に事業所、医療機関、当事者団体等の参加を得て、発達支援部会、社会資源部会、権利擁護支援部会の各専門部会で連携・啓発を図った。	B	社会福祉課
	・障がいのある人の人権に関する学習機会を充実します。	学習講座など障がい者の人権に関する学習機会の充実	学校教育や生涯学習で実施される人権教育の中で、障がい者問題について啓発していくとともに、障がい者問題も含めた人権に関する学習機会の充実に努める。	障がい者の問題について、共感できるように体験型の学習会を進めてきた。	B	学校教育課
	・障害者差別解消法の施行に伴い、障がいのある人の状況に配慮した支援を行うための教育・啓発を促進します。	障がいのある人の状況に配慮した支援を行うための教育・啓発の実施	職員に対する障がい者対応要領を作成。	職員対応要領を人事秘書課と人権推進課と協議の上、作成済。	A	社会福祉課
			甚目寺庁舎福祉部社会福祉課に手話通訳者の配置。	毎週火曜日の午前9時から正午、午後1時から4時、木曜日の午前9時から正午まで設置をした。	B	社会福祉課
		個別の指導計画の作成 校内委員会の活性化	児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応して、指導目標や指導内容・方法を盛り込んだ指導計画の作成。「合理的配慮」の内容を明記をする。	一人一人の児童生徒について校内委員会で検討をして、理解を深めた。	B	学校教育課
		障がい者の人権に関する学習機会の充実	障がい者の人権に関する正しい認識と理解を深めてもらい、人権尊重思想の普及高揚を図る。	市民人権講座 「障がいのある人の人権」 日 時：令和4年2月15日（火） 場 所：七宝焼アートヴィレッジ 募集人数：一般17人	A	人権推進課
・広報誌やウェブサイト等を通じて、障害者差別解消法の周知を図ります。	啓発パンフレットなどの配布	啓発パンフレットを講演会や講座等において配布する。また、各施設の窓口にパンフレットを配置し、啓発を行う。	窓口に啓発パンフレットを配置し、市公式ウェブサイトに掲載して情報提供、啓発を図った。	A	社会福祉課 人権推進課	

施策の方向	主な取組	具体的施策	具体的施策の概要	令和3年度末の状況	評価 (A/B/C/D/E)	担当課
② 障がいのある人との交流や体験を通じて、障がいのある人に対する理解を深めます。(社会福祉課、子育て支援課、学校教育課)	・障がいのある人に対する理解を深めるために、社会福祉協議会と連携し、ボランティア活動や体験活動など、交流、ふれあいの機会を充実します。	児童・生徒の福祉活動への参加と理解	福祉体験学習(車椅子、白杖、アイマスク等)を実施する。	体験型の学習を進めてきた。心を育成するワークショップを実施してきた。	B	学校教育課
	・障がいのある幼児等との統合保育等を通じ、ともに遊び、学ぶ機会の拡充や、学校教育において福祉実践教室の実施や福祉施設との交流機会の充実を図ります。	統合保育に係る受け入れ態勢の確保・充実	障がいのある児童の受け入れ実施。	障がい児受入数 七宝児童クラブ 1名 美和児童クラブ 1名 甚目寺南児童クラブ 1名 甚目寺西児童クラブ 2名 計 5名	A	子育て支援課
		福祉実践教室等の実施	社会福祉協議会と協働した小中学校の総合的な学習の時間における福祉をテーマにした講習の実施。	福祉体験教室を実施し、体験的な学習を進めた。	B	学校教育課
				令和3年度累積実数 17回(3回中止) 対象 小学校(12校) 1,151人 中学校(5校) 805人 高等学校(2校) 491人	B	社会福祉課
(2) 障がいのある人の地域における自立・社会参加の支援						
① 障がいのある人が働きやすい環境づくりと就労機会の確保に努めます。(人権推進課、社会福祉課)	・障がい者雇用の理解促進のため、企業等への障がい者の雇用に伴う各種制度の周知を図ります。	企業等への障がい者の雇用に伴う各種制度の周知	障がい者の雇用の推進されるよう相談に応じ、就労機会が拡大されるよう、情報提供を行う。	市公式ウェブサイトですべての事業者向けに周知啓発を行った。	C	人権推進課
	・障がいのある人が適切な職業に従事することができるよう、職業訓練・就業あっせんのため、障がい者施設やハローワークとの連携を図ります。	求人情報の提供	ハローワークが発行する近隣地域の求人情報を窓口で閲覧に供する。	社会福祉課窓口にて閲覧に供した。	B	社会福祉課
		就労移行支援施設等の活用	就労移行支援施設等の活用による就労への移行の促進。	就労支援事業を活用し、一般就労への移行を促進した。	B	社会福祉課
	・障がいのある人の雇用の促進を図るとともに、継続して就労できるよう、関係機関と連携して支援します。	福祉的就労の充実	就労継続支援事業の活用による福祉的就労の促進。	就労継続支援A型事業及び就労継続支援B型事業を活用し、福祉的就労の場の確保を図った。	B	社会福祉課
		事業所ガイドブック、ガイドマップの活用	障がい者等が利用できる事業所に関する情報を収集し、利用者に供する。	社会福祉課及び社会福祉協議会障害者相談支援事業所窓口で事業所ガイドブック閲覧に供し、ガイドマップを配布した。	B	社会福祉課
	・障がいのある人が、生きがいや社会意識を持って働くことができるよう、障がいの特性に応じた働き方を支援します。	障害者就労・生活支援センターの周知・活用	障害者就労・生活支援センターの活用による就業・生活支援の一体的提供と就職・職場定着に至る相談支援の実施。	障害者就労・生活支援センターのパンフレットを窓口等で配布し、周知を図った。	B	社会福祉課

施策の方向	主な取組	具体的施策	具体的施策の概要	令和3年度末の状況	評価 (A/B/C/D/E)	担当課
② 障がいのある人の社会参加の機会の提供を支援します。(社会福祉課、スポーツ課)	・障がいのある人の社会参加を支援するため、社会福祉協議会と連携し、手話通訳者による窓口対応や派遣等、声の広報などの作成・配布、録音図書・点字図書などの福祉資料の充実を図ります。	ボランティアによる「声の広報」・「点字広報」の作成と活用	視覚障がい者のために広報誌の内容を朗読・録音した「声の広報」・「点字広報」をボランティアにより作成し活用する。	社会福祉協議会登録ボランティアにて広報の音訳を行い必要な人に配布した。(5件/月) 社協だよりの点訳を図書館に設置(4回/年)	B	社会福祉課
		手話通訳者、要約筆者等の派遣の充実	手話通訳者、要約筆者等の派遣の充実を図り、効果的なコミュニケーション支援を促進する。	コミュニケーション支援を必要とする場合に手話通訳者を派遣した。(60件/年)	B	社会福祉課
	・スポーツ・レクリエーション活動等においては、活動に関する情報提供やすべての障がいのある人の特性と興味に応じて参加できる機会や場の提供を支援します。また、障がい者団体の活動を支援します。	生涯スポーツ活動の推進	スポーツイベントに参加できるよう支援していく。	障がい者も比較的無理なく参加できる行事として、市民ラジオ体操の集い(甚目寺地区及び七宝地区)、市民歩け歩け会、あま市ディスクゴルフ大会の開催をした。新型コロナウイルス感染症拡大のため、美和中学校の運動場で開催予定だった市民ラジオ体操の集い及び市民走ろう歩こう会は中止とした。	B	スポーツ課

施策の方向	主な取組	具体的施策	具体的施策の概要	令和3年度末の状況	評価 (A/B/C/D/E)	担当課	
(3) 生涯を通じて自立した生活を送るための支援の充実							
① 未就学児、就学児、学校等卒業後の活動の場の確保に努めます。(社会福祉課、子育て支援課、学校教育課)	・満1歳から就学前の心身の発達の遅れ、またはそのおそれのある子どもを対象とした親子通園事業や、未就学児を対象とした児童デイサービス(児童発達支援事業)を活用して、療育支援や発達支援を実施します。	親子通園療育事業	心身の発達の遅れ又はそのおそれのある幼児及びその保護者を対象に、社会生活への適応能力の向上及び基本的な生活習慣の確立を図るために必要な集団療育及び療育方法の支援・助言・相談等業務を実施する。	親子通園療育施設3園で定員を各15組にし、親子通園を月・火・水の週3日、単独通園を木・金の週2日実施。また、青い鳥医療療育センターより療育支援を1園に4回、2園に3回実施した。 臨床心理士・音楽療法士等による外部支援を3園において毎月各1回以上実施した。委託事業では作業療法士による支援を年に3回実施 ・登録者数 にこにこ園：親子通園 27組・単独通園 4名 きらきら園：親子通園 25組・単独通園 3名 ほのぼの園：親子通園 30組・単独通園 5名	A	子育て支援課	
		未就学児の場の確保	児童発達支援事業を活用し、療育支援と発達支援が受けられる場の確保に努める。	児童発達支援事業を利用し、療育支援と発達支援を受けた。	B	社会福祉課	
		発達障がいのある子どもへの各機関との連携による療育支援体制の充実	青い鳥医療療育センターの指導による体制整備。	青い鳥医療療育センターより保育園5園に各1回、親子通園療育施設1園に4回、2園に3回の療育支援や相談を実施した。 親子通園療育施設3園では臨床心理士・音楽療法士等による外部支援を毎月各1回以上実施した。委託事業では作業療法士による支援を年に3回実施	A	子育て支援課	
		一般保育園等における障がい児の受け入れ体制の確保・充実	親子通園事業の継続と保育園との連携。	あま市療育等連絡会議にて連携。 保育園等と保健センターや療育施設間でケース検討を行い、情報交換等により入所へ進めていった。	B	子育て支援課	
		・学校における教育の充実を図るとともに、障がいのある子どもに対する理解と認識を促進するため、福祉への関心を高める教育を推進します。	特別支援教育の充実	教職員の特別支援教育に対する理解の促進、専門知識の向上を図りながら、特別支援教育を実施します。	教師力向上を目指し「Ama Teachers College」の中で特別支援教育を取り上げて教員研修を充実させてきた。	B	学校教育課
		・就学児を対象とした児童デイサービス(放課後等デイサービス)や日中一時支援事業を活用し、学校教育との連携を図りながら、障がいのある児童生徒への地域における活動への支援が受けられる場の確保に努めます。	就学児の場の確保	放課後等デイサービスや日中一時支援事業を活用し、平日の放課後や休日、夏季休業期間などにおける場の確保に努める。	放課後等デイサービス及び日中一時支援事業を活用し、就学児の就学時間外の支援の場の確保を図った。(放課後等デイサービス利用者323人/月、日中一時支援事業利用者98人/月)	B	社会福祉課
		・地域活動支援センターを活用し、障がいのある人が生きがいを見つけられるよう、機能訓練や創作活動の提供などの支援が受けられる場の確保に努めます。	学校等卒業後の場の確保	施設等で、創作的活動や生産活動、地域との交流促進などの活動を支援し、障がいのある人の地域生活を支援する。	地域活動支援センター事業を活用し、創作的活動や生産活動、地域との交流促進などの活動の場の確保を図った。(利用者74人/月)	B	社会福祉課

施策の方向	主な取組	具体的施策	具体的施策の概要	令和3年度末の状況	評価 (A/B/C/D/E)	担当課	
(4) 権利擁護の充実							
① 障がいのある人に対する権利擁護についての情報提供を充実します。 (人権推進課、社会福祉課)	・障がいのある人の人権問題の解決を図るため、人権相談に積極的に取り組むとともに、障がいのある人が利用しやすい人権相談体制を充実します。	相談支援事業所の周知による利用の促進	相談支援事業所の存在と機能について広く周知し、利用の拡大に努める。	相談支援事業所のパンフレットを窓口等で配布し、周知を図った。	B	社会福祉課 人権推進課	
		権利擁護相談、日常生活自立支援事業の活用や成年後見制度の周知と利用の促進	自己の判断のみでは意思決定に支障のある障がいのある人に対する権利擁護相談、日常生活自立支援事業の活用や成年後見制度の周知と利用の促進など支援の充実を図る。	海部東部障害者総合支援協議会権利擁護支援部会で権利擁護・成年後見制度に問題点の検討を行った。	B	社会福祉課	
		・相談に当たっては、関係機関と密接な連携協力を図り、成年後見制度や日常生活自立支援事業の周知や実施体制を整備します。	自立支援協議会の機能の強化	地域移行・虐待防止等の地域のネットワークづくりに向けた自立支援協議会の機能の充実と、個別支援会議の充実。	海部東部障害者総合支援協議会権利擁護支援部会で障がい児者の状況の把握及び権利擁護に関わる支援状況を把握するため、ケース検討を実施した。	B	社会福祉課
		・障がいのある人に対する虐待の防止や早期発見のためのネットワークの充実及び周知と啓発に努めます。	障がい者虐待防止センターの設置	障がい者虐待防止センターを設置し、障がい者虐待の通報・相談を受けるとともに、障がい者虐待防止の啓発活動を行う。	社会福祉課障害福祉課に設置した障害者虐待防止センターで相談 1件/年、通報 6件/年、届出 0件/年であった。	B	社会福祉課
		あま市虐待等防止ネットワークによる被害者支援体制の充実	あま市虐待等防止ネットワーク協議会を活用し、緊急対応が必要な事例や複雑な事例などの場合には、それぞれの機関が事例ごとに対応する。	あま市虐待等防止ネットワーク協議会に参加し、協議会メンバーによる支援体制を確保している。	B	社会福祉課	
(5) 障がいのある人にやさしいまちづくりの推進							
① 障害のある人が住み慣れた地域で、安心して、安全に暮らせるまちづくりを進めます。(都市計画課、土木課)	・障がいのある人が住み慣れた地域の中で、安全で快適に生活できるよう、バリアフリーに配慮するとともに、すべての市民に配慮したユニバーサルデザインの公共的な建物・道路などの整備を促進し、障がいのある人にやさしいまちづくりを推進します。	地域の道路整備の推進	道路、歩道の整備推進を行う。	道路、歩道の整備に向け関係機関との協議・調整等を推進した。	A	土木課	
		建築物のバリアフリー化の推進	愛知県「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」に基づく整備を推進。	公共施設等の建設を行う際には、条例に基づいた整備を推進してきた。	B	都市計画課	

施策の方向	主な取組	具体的施策	具体的施策の概要	令和3年度末の状況	評価 (A/B/C/D/E)	担当課
5 同和問題 (1) 人権・同和教育及び啓発の推進		[評価基準] A：かなり取り組めた（100%以上実施） B：取り組めた（70%以上100%未満実施） C：ある程度取り組めた（40%以上70%未満実施） D：あまりできなかった（40%未満実施） E：事業未実施				
① 差別意識の解消に向けて啓発活動を推進します。（人権推進課、学校教育課）	・同和問題の市民の正しい理解を深め、差別意識を解消するよう、啓発資料の作成及び情報提供の充実を図ります。	広報誌や市公式ウェブサイトによる啓発	広報誌に同和問題に関する啓発記事を掲載し、人権尊重意識の普及高揚に努める。	広報誌や市公式ウェブサイトの人権に関する啓発記事を掲載した。	B	人権推進課
		パンフレットなど啓発資料の作成・配付	啓発パンフレットを講演会や講座等において参加者に配布し、また、各施設の窓口に配置して、広く情報提供、啓発を行う。	講演会、市民人権講座にて配布した。また、各施設の窓口にパンフレットを配置し、情報提供、啓発を図った。	A	人権推進課
		懸垂幕掲揚	人権週間やイベント開催時等に懸垂幕を掲揚。	人権週間において啓発標語の懸垂幕を本庁舎、人権ふれあいセンター、甚目寺庁舎に掲示した。	A	人権推進課
		部落差別解消法の周知	広報誌や市公式ウェブサイト等を通じて、部落差別解消法の周知を図ります。	全職員向けの研修にて、部落差別解消法の理解と認識を深めた。 市公式ウェブサイト、広報等に掲載し周知を図った。	A	人事秘書課 人権推進課
		啓発資材貸出し事業	同和問題の正しい理解を普及させるため、啓発資材の貸出しを実施。	人権啓発ライブラリーによる啓発資材の貸し出しを実施した。	A	人権推進課
	・同和問題についての学習機会の提供を充実します。	人権講演会開催事業 (再掲) I-1-(2)-①	講演会の実施、人権作文発表、ふれあいコンサート、パネル・啓発作品の展示。	人権講演会 日 時:令和3年11月21日(日) 場 所:美和文化会館 大ホール 内 容:子ども人権 参加人数:155人 その他: 中学生による人権作文発表 人権意識の高揚を啓発するパネル展示	A	人権推進課 学校教育課
	同和問題研修事業	各種研修会に人権推進課職員をはじめとした職員を派遣。	県や関係機関、団体等が開催する各種研修会や集会、講座へ市職員、学校教職員を派遣した。	A	人権推進課	

施策の方向	主な取組	具体的施策	具体的施策の概要	令和3年度末の状況	評価 (A/B/C/D/E)	担当課
			人権意識を高め、人権の視点に立った職務の遂行と人権問題の解決に向け地域における推進的役割を担える職員を育成するため、各種人権研修を充実する。 (再掲) I-2-(3)-①	・全職員を対象に人権研修を実施した。 日時 令和3年12月8日、9日、14日、22日 ※感染拡大により、2月14日は中止とした。 場所 七宝公民館 美和総合福祉センターすみれの里 あま市役所甚目寺庁舎 受講者数：296名 ※上記受講者とは別に、一般職74名、保育士職102名については、後日、研修資料を配布した。 ・市独自に実施した新規採用職員研修において、人権研修を実施した。 日時：令和3年4月14日 場所：あま市役所本庁舎 受講者数：21名 ・海部地区新規採用職員研修において、人権研修を実施した。 日時：令和3年6月23日、6月30日 場所：飛島村役場 受講者数：21名 ・海部地区一般職員前期研修において、人権研修を実施した。 日時：令和3年9月8日、9月15日 場所：飛島村役場 受講者数：11名	A	人事秘書課
			同和問題の解決に向け、研修を実施する。 (再掲) I-1-(2)-①	【新型コロナの為、中止】 ・職員人権研修 部落差別(同和)問題 日時：令和3年2月2日(火) 場所：人権ふれあいセンター (市民人権講座に参加)	E	人権推進課
			同和問題の解決に向け、講座等を開催する。 (再掲) I-1-(2)-①	【新型コロナの為、中止】 市民人権講座 「部落差別(同和)問題」 日時：令和3年2月2日(火) 場所：人権ふれあいセンター 募集人数：一般100人(職員研修含む)	E	人権推進課
			市民一人ひとりが、あらゆる機会を通して人権学習ができるよう、同和問題に関する調査研究・啓発活動に必要な県内・県外に関する各種人権啓発情報の集積と提供を行う。	人権教育・啓発に関する冊子、ポスター、ビデオ等の啓発資料など、様々な情報や資料を収集し、市公式ウェブサイトなどのメディアを活用して情報を提供した。	B	人権推進課
② あらゆる場を通じた人権・同和教育及び啓発活動を推進します。(人権推進課、学校教育課、)	・学校教育や社会教育における人権・同和教育を進めるために、教職員等を対象とした人権研修の充実を図ります。	新任・転入教職員研修事業(再掲) I-2-(2)-①	人権(同和)教育の研修、フィールドワークの実施。	書面開催により実施した。	A	学校教育課
・行政、学校、地域などが連携し、人権教育に関する研究指導資料や市民向けの啓発資料を作成して、効果的な教育・啓発活動の一層の充実に努めます。	広報、パンフレット、市公式ウェブサイト等による周知・啓発 (再掲) I-1-(2)-①	広報・市公式ウェブサイト等で人権全般を啓発し、市民の人権感覚の醸成を促進。 ・「人権週間」特集号 ・「人権まんが冊子」 ・啓発パンフレットの作成 ・懸垂幕の掲示 ・人権啓発ビデオの貸し出し	あま市虐待等防止ネットワークとして、虐待に関する啓発や連絡先周知の記事を市公式ウェブサイトや広報に掲載した。 市や国県で作成した啓発物品やパンフレットを街頭啓発活動等で配布した。 街頭啓発活動 3回 【新型コロナの為、中止】 児童虐待に関する講演会 1回	B	人権推進課	
あま市小中学校人権教育研究会活動	人権教育研究紀要の作成。	人権教育研究紀要第12集を作成した。	A	学校教育課		

施策の方向	主な取組	具体的施策	具体的施策の概要	令和3年度末の状況	評価 (A/B/C/D/E)	担当課
(2) 人権ふれあいセンターの有効活用						
① 人権ふれあいセンターにおける学習・交流などの取り組みを充実します。(人権推進課)	・人権に関する学習や交流活動を充実させ、地域住民の福祉や文化の向上を図ります。	地域交流講座開催事業(再掲) I-1-(2)-②	地域社会に密着した各種クラブ活動、レクリエーション、教養・文化活動等地域住民の交流を図る事業を行う。	健康体操教室始め10教室を開催した。 参加人数：延べ1040名	A	人権推進課
		隣保館等の活動	地域福祉交流センターとして位置づけ、各講座等事業を通じ人権交流学習を推進する。	健康体操教室始め10教室を開催した。 参加人数：延べ1040名	A	人権推進課
	・人権に関する調査・研究を進めるとともに、人権意識の高揚と啓発を図るため、各種講座の開催と情報発信を充実します。	調査研究事業	現在実施している実態把握をさらに深めるとともに、隣保事業に対するニーズをはじめ、人権・同和問題についての意識調査等、調査・研究を進める。	施設利用者へのアンケート調査を実施。 回答件数：405件	B	人権推進課
		人権啓発ライブラリーの設置	人権ふれあいセンターの図書室において、同和問題や人権問題等の啓発のためのビデオ・図書等を備え、広く市民へ閲覧、貸出しする。	人権ふれあいセンター図書室に、随時人権に関する図書を購入し、閲覧できるよう備えている。 購入冊数：16冊 蔵書冊数：3,867冊	A	人権推進課
		人権センターだよりの発行	人権センターの取り組みや人権問題の情報提供紙として人権センターだよりを発行する。	ふれあいセンターだよりを年3回発行し、町内に回覧した。	A	人権推進課
		人権啓発パネルの作成	人権に関する課題別啓発パネル等を作成し、啓発資料として活用する。(人権ライブラリーとして貸し出し)	昔の地場産業であった、皮革関連製品の製造工程を知っていただくことを目的として、靴職人による製造工程のサンプルやパネルを常設展示している。	B	人権推進課
		人権啓発企画パネル展	人権ふれあいセンターにおいて、人権に関するパネル展等を実施し啓発、情報提供を行う。	人権パネル設置 【常設展示】 ○故小笠原登博士遺品遺稿の展示(ハンセン問題) ○「部落の皮革産業に関する常設展示」 ○人権作品コンクール展示会(6月1日～6月30日)	A	人権推進課
		・地域住民の生活全体を踏まえた生活相談など、地域福祉推進の拠点として、人権ふれあいセンターの利用促進を図ります。	こまりと相談事業(再掲) I-4-(2)-①	家庭内の問題・近隣関係・いじめ・差別問題など、生活上の相談に応じる。	こまりと相談 実施日：年4回第3金曜日午前9：30～午前12：00 場所：人権ふれあいセンター 相談件数：1件/年	B
介護予防事業の開催(再掲) II-3-(2)-①	転倒骨折予防を目的としたストレッチ体操やひきこもり防止対策事業の実施。		・ワクワクからだ教室：12回/年×3会場 36回 1回90分(うち新型コロナのため10回中止) 参加者：65歳以上 参加人数：154名 ・なかよし昼食会：6回/年(うち新型コロナのため2回中止) 参加人数：38名	A	人権推進課 健康推進課	
(3) 「えせ同和行為」の排除						
① えせ同和行為排除を推進します。(人権推進課)	・同和問題に対する誤った意識を持つことや誤った対応をなくすために、えせ同和行為についての周知を図ります。	広報、パンフレット、市公式ウェブサイト等による周知・啓発	広報誌等にえせ同和行為に関する記事を掲載したり、講演会や講座においてパンフレットを配布。また、窓口に配置するなどし、啓発情報提供を行う。	・啓発パンフレット「許すな！えせ同和行為」「みんなでNO」を窓口配置し、啓発情報提供を行った。 ・市公式ウェブサイトでも啓発をした。	B	人権推進課

施策の方向	主な取組	具体的施策	具体的施策の概要	令和3年度末の状況	評価 (A/B/C/D/E)	担当課
	<p>・えせ同和行為に遭遇した場合に適切な対応をとることができるよう、研修や啓発を充実するとともに、関係機関との連携を強化し、相談窓口や支援体制の周知に努めます。</p>	<p>支援体制の整備</p>	<p>市民などからの相談に応じ、必要な情報の提供、えせ同和行為への厳正な対応を図るための研修、および啓発リーフレットの作成、提供。</p>	<p>市民からの相談に対して適切な相談機関を紹介するなど、相談者への支援可能な体制整備に努めた。</p>	<p>B</p>	<p>人権推進課</p>

施策の方向	主な取組	具体的施策	具体的施策の概要	令和3年度末の状況	評価 (A/B/C/D/E)	担当課
6 外国人 (1) 多文化共生社会の推進		[評価基準] A：かなり取り組めた（100%以上実施） B：取り組めた（70%以上100%未満実施） C：ある程度取り組めた（40%以上70%未満実施） D：あまりできなかった（40%未満実施） E：事業未実施				
① 多文化共生社会を推進するための機会を充実します。 (企画政策課、生涯学習課)	・日本人及び外国人が互いの文化を学び、交流する機会を充実します。	国際交流事業の実施	あま市国際交流協会を通じた、世界の料理教室（アメリカ、韓国、ベトナム）、ネパール文化紹介等を開催する。	あま市国際交流協会に補助金を交付し、国際交流協会が主催する世界の文化体験、交流会等の開催について、財政的な支援を行った。	A	企画政策課
		国際社会をテーマとした講座の開催	生涯学習講座（公民館講座）の1コマとして開催。	一般の受講者16名を対象に、外国人講師を5名招き、母国の文化・慣習・生活を紹介していただき、外国に親しみ、知識を深めるための「国際理解教育講座～もっと外国を知ろう～」を開催した。	A	生涯学習課
	・外国人との交流を促進するため、あま市国際交流協会をはじめ、民間団体主催の交流事業や、外国人のための日本語教室等の開催の支援に努めます。	外国人を対象とする日本語教室の実施	あま市国際交流協会を通じた、日本語ボランティア養成講座、JJにはんごくらぶを開催する。	あま市国際交流協会に補助金を交付し、日本語教室（年間103回開催）について、財政的な支援を行った。	B	企画政策課
② 在住外国人児童・生徒への教育環境を充実します。 (学校教育課)	・各教科、総合的な学習などの学校教育活動を通じて、広い視野を持ち、異文化を尊重し、異なる習慣・文化を持った人々と共に生きていく意識を育成します。	国際理解教育の充実	広い視野を持ち、異文化を尊重し、異なる習慣・文化を持った人々と共に生きていく意識を育成する。	特色ある学校づくりとして、国際理解を実践してきた。	B	学校教育課
		小学校等での外国語活動の充実	教員の研修や外国語指導助手（ALT）の派遣など、英語に慣れ親しむ機会の拡大を進める。	邦人及び外国人スクールサポーターを英語指導助手として配置した。小学校延べ10人	B	学校教育課
		英語指導助手整備事業	外国人との実践的なコミュニケーション能力を養成するため、中学校に英語指導助手を派遣。	邦人及び外国人スクールサポーターを英語指導助手として配置した。中学校5人	B	学校教育課
	・在住外国人児童・生徒に対して日本語の指導をはじめ、適切な支援を図ります。	必要に応じた日本語指導とスクールサポーターの配置	スクールサポーターによる外国人児童生徒に対して日本語の指導をはじめとする適切な支援を行う。	各小中学校へスクールサポーターの配置を行った。スクールサポーター6人	B	学校教育課
	日本語教育・相談の実施	外国人児童・生徒が早期に学校生活に適応できるよう、日本語指導や教育支援を実施。	各小中学校へスクールサポーターの配置を行った。スクールサポーター6人	B	学校教育課	

施策の方向	主な取組	具体的施策	具体的施策の概要	令和3年度末の状況	評価 (A/B/C/D/E)	担当課
(2) 在住外国人が身近な地域において安心して暮らしやすいまちづくり						
① 在住外国人への相談支援を充実します。 (人権推進課、企画政策課、人事秘書課、人権推進課)	・防災マップや生活便利帳など市民サービス、住まいや生活について、市の広報物やウェブサイトにおける多言語による情報提供及び相談支援の充実を図ります。	外国人向け情報誌の窓口配布	市民生活に欠かせない行政情報や地域情報などを多言語(英語、中国語、ポルトガル語)で紹介した情報誌を発行する。	市が作成した情報誌を窓口で配布した。	B	企画政策課
		情報提供の拡充	市公式ウェブサイトに多言語表記を実施する。	市公式ウェブサイト(多言語表記含む)のスマートフォン配信を開始した。	A	企画政策課
		多言語防災リーフレットの作成・配布	外国人市民に対して多言語による防災情報等の提供や、防災意識の向上を目的として、避難所マップが掲載されたリーフレットを作成・配布する。	「防災ポケットガイド・避難所マップ」を活用し、防災情報等の提供や、防災意識の向上を図った。	A	企画政策課
	・市職員や教職員に対する国際感覚を身につけるための研修を充実します。	職員研修などの充実(再掲) I-3-(3)-①	市職員や教職員に対する研修に、国際感覚を養う内容を充実させる。	愛知県市町村振興協会研修センターの提供するeラーニング研修を職員に周知した。 受講者数：2名	C	人事秘書課
				未実施	E	人権推進課
・相談時において関係情報を入手します。	外国人市民に対する情報提供及び相談体制の充実	外国人市民が生活に欠かせない行政情報や地域情報などを入手・提供するとともに、日本語ボランティアなどと連携し、外国人市民の生活上の相談などに対応する。	あま市国際交流協会にて、相談窓口を開設しており、HPに掲載するとともに、問合せ時に案内した。	B	企画政策課	

施策の方向	主な取組	具体的施策	具体的施策の概要	令和3年度末の状況	評価 (A/B/C/D/E)	担当課	
7 HIV感染者・ハンセン病患者等 (1) 感染症患者などの人権を尊重する意識づくり		[評価基準] A：かなり取り組めた（100%以上実施） B：取り組めた（70%以上100%未満実施） C：ある程度取り組めた（40%以上70%未満実施） D：あまりできなかった（40%未満実施） E：事業未実施					
① 感染症に対する正しい知識の普及に努めます。 (人権推進課、健康推進課、学校教育課)	・HIV感染者、エイズ患者などに対する偏見や差別を解消し、エイズやHIV感染に対して正しい知識の普及を図るための啓発活動に努めます。	パンフレット、ポスター等による周知・啓発	パンフレットの配布により感染症に対する情報を提供し、正しい理解の促進に努める。	・県などが作成したパンフレット等を各施設の窓口に配置し、広く情報提供、啓発を行った。 ・市公式ウェブサイトにおいて、エイズ等感染症について掲載し、正しい理解に努めた。	B	人権推進課	
				パンフレットを設置した。	C	健康推進課	
	・ハンセン病患者（元患者）に対する偏見や差別を解消し、正しい知識の普及を図るための啓発活動に努めます。	啓発パネルによる周知・啓発	啓発パネルを作成し、正しい知識の普及に努める。	啓発パネルを作成し、正しい知識の普及に努める。	啓発パンフレットを「ハンセン病問題を理解するパネル展」において配布した。	A	人権推進課
					パンフレットを設置した。	C	健康推進課
	・ハンセン病に対する偏見や差別を解消し、正しい知識の普及を図る。 (再掲) I-3-(3)-①	ハンセン病に関する偏見や差別を解消し、正しい知識の普及を図る。 (再掲) I-3-(3)-①	講師を招き「総合的な学習の時間」の中で、ハンセン病に関する講座を実施する。	講師を招き「総合的な学習の時間」の中で、ハンセン病に関する講座を実施する。	講師を招き「総合的な学習の時間」の中で、ハンセン病に関する講座を実施した。	B	学校教育課
					ハンセン病に対する偏見や差別を解消し、正しい知識の普及を図るため、研修を実施する。	A	人権推進課
	・ハンセン病問題に関する講演会や啓発ビデオの貸し出し、学習機会の充実を図ります。	ハンセン病問題に関する講演会等 (再掲) I-1-(2)-①	ハンセン病問題に関する正しい認識と理解を深めてもらい、人権尊重思想の普及高揚を図る。	ハンセン病問題に関する正しい認識と理解を深めてもらい、人権尊重思想の普及高揚を図る。	市民人権講座 「ハンセン病問題」 日 時：令和3年6月22日（火） 場 所：人権ふれあいセンター (市民人権講座に参加（30人）)	A	人権推進課
					・「ハンセン病を正しく理解する週間」、「世界エイズデー」の周知・啓発を図るとともに、レッドリボン（エイズに対して偏見を持たず、エイズとともに生きる人を差別しないという証）により感染症の偏見や差別意識の解消に努めます。	広報、パンフレット、市公式ウェブサイト等による周知・啓発	「ハンセン病を正しく理解する週間」、「世界エイズデー」の周知・啓発。
	(2) 感染症発症の予防と健康づくりの支援	・「ハンセン病を正しく理解する週間」、「世界エイズデー」の周知・啓発を図るとともに、レッドリボン（エイズに対して偏見を持たず、エイズとともに生きる人を差別しないという証）により感染症の偏見や差別意識の解消に努めます。	国・県での週間事業への協力（ポスター掲示等）	レッドリボン（エイズに対する差別や偏見の撤廃のシンボル）の普及促進。	・県などが作成したポスターを公共施設に掲示した。 ・市公式ウェブサイトにてレッドリボンに関する記事を掲載した。	B	人権推進課
					パンフレットを設置した。	C	健康推進課
① 感染症発症の予防と健康づくりを支援します。(健康推進課)	・感染症の予防に向けて、感染症に関する知識の普及啓発、自己管理の徹底とそのための予防教育の充実を図ります。	正しい知識の普及啓発	平時から感染症予防についての正しい知識の普及に努め、感染症の予防と理解を深めるための啓発活動を行う。	個人通知や回覧での予防接種勧奨や。市公式ウェブサイトにおいて感染予防の知識の普及を行った。	A	健康推進課	
				・保健所、医療機関との連携によって、予防対策、健康づくりの支援や各種健康診断・健康診査、早期発見及び治療に向けた取り組みの充実を図ります。	保健所、医療機関との連携	保健所、医療機関との連携によって、予防対策、健康づくりの支援や各種健康診断・健康診査、早期発見及び治療に向けた取り組みの充実を図る。	予防接種の実施方法について保健所、予防接種センターの指示により取り組んだ。

施策の方向	主な取組	具体的施策	具体的施策の概要	令和3年度末の状況	評価 (A/B/C/D/E)	担当課
	・感染症患者やその家族の不安や悩みなどに対して、各種相談・支援体制の連携強化を図ります。	相談・支援体制の強化	保健所等で専門相談を実施することにより、市民の感染への不安の解消に努める。	エイズ検査や肝炎の治療についての相談は保健所を案内した。	C	健康推進課
			新型コロナウイルスワクチンに関する不安や相談のための相談等窓口を設置し市民の不安の解消に努める。	新型コロナウイルスワクチン接種事業では、相談等窓口を設置し24時間体制で相談等を行った。(コロナ相談ダイヤル)	B	健康推進課
		出前授業	必要に応じて学校へ出前授業を実施する。	学校保健委員会(中学校) 1回 16人 歯科教育(中学校) 6回 190人	B	健康推進課

施策の方向	主な取組	具体的施策	具体的施策の概要	令和3年度末の状況	評価 (A/B/C/D/E)	担当課
8 性的マイノリティ (1) 性的マイノリティ (LGBT等) の理解の促進		[評価基準] A：かなり取り組めた (100%以上実施) B：取り組めた (70%以上100%未満実施) C：ある程度取り組めた (40%以上70%未満実施) D：あまりできなかった (40%未満実施) E：事業未実施				
① 性的マイノリティ (LGBT等) の理解の促進 (人権推進課、学校教育課)	<ul style="list-style-type: none"> 性的マイノリティ (LGBT等) に関する情報提供や学習会を通じて意識啓発を図るとともに、人権尊重の観点から人権教育や人権啓発を推進します。 	教職員の理解を進める	文部科学省のリーフレット「性同一障害や性的指向・性自認に係る児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について」をもとに教職員の理解を図る。	教職員の理解を深めるためリーフレットを活用した。	D	人権推進課 学校教育課
		性的マイノリティに関する理解を進める。 (再掲) I-3- (3) -①	性的マイノリティに関する学習会の充実	【実施】 ・人権施策推進本部員・幹事会人権研修 性的マイノリティについて 日 時：令和3年7月28日 (水) 午前8時30分から午前10時まで 場 所：本庁舎大ホール 対象職員：課長以上 ・人権施策推進本部会員 (人権推進部会) 人権研修 性的マイノリティについて 日 時：令和3年8月4日 (水) 午前8時30分から午前10時まで 場 所：甚目寺庁舎2階大会議室 対象職員：人権施策推進本部会員 (人権推進部会 (主幹以下)) 【新型コロナの為、中止】 ・職員人権研修 性的マイノリティについて 日 時：令和3年9月22日 (水) 場 所：本庁舎大ホール 職 員：30人	B	人権推進課
9 インターネットによる人権侵害 (1) インターネットによる人権侵害の防止対策		[評価基準] A：かなり取り組めた (100%以上実施) B：取り組めた (70%以上100%未満実施) C：ある程度取り組めた (40%以上70%未満実施) D：あまりできなかった (40%未満実施) E：事業未実施				
① インターネットの正しい利用を啓発します。 (人権推進課、学校教育課)	<ul style="list-style-type: none"> 市民一人ひとりが個人のプライバシーなどを守ることの重要性や、情報の収集・発信における責任やモラルについての正しい知識と認識を広げるための教育・啓発活動を推進します。 児童・生徒・保護者に対してパソコンや携帯電話を利用する場合における正しい利用方法や、個人の責任に関する指導を行います。 インターネットによる人権侵害に対しては、法務局をはじめ関係機関との連携・協力を図り、プロバイダなどに対する申し入れなどの適切な対応に努めます。 	教育・啓発活動の推進	メディア・リテラシーの重要性やインターネットの適正利用について啓発を推進する。	市公式ウェブサイトに掲載し、正しい理解の促進に努めた。	A	人権推進課
		情報教育の推進	リーフレット等を活用して、インターネットの利用に際してのルールやマナーの指導を充実し、情報を正しく見極め、責任を持って情報を発信する態度の育成に取り組みます。	情報「モラルBOX」の活動をはじめ、情報リテラシー教育の充実を図ってきた。PTA、校長会と連携して「考えよう家族みんなでスマホのルール」のリーフレットを作成し、スマホの使用の方法について家族で話し合うことをPTA総会等で呼びかけた。	B	学校教育課
		関係機関との連携 プロバイダ責任制限法の周知	プロバイダ責任制限法 (特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律) の周知に努めます。	市公式ウェブサイトに掲載し、正しい理解の促進に努めた。 令和元年4月から、モニタリングを実施している。差別的投稿があった場合は、法務局へ削除要請及び情報提供している。	A	人権推進課
(2) 情報格差が生じない社会づくり						
① 誰もが平等に情報を得られるよう、情報提供を充実します。(社会福祉課、企画政策課)	紙媒体など、さまざまな媒体を活用した情報提供を図ります。	さまざまな媒体を活用した情報提供	広報あまで紙媒体として情報提供を図るとともに、市公式ウェブサイトにおいても情報提供に努めます。また、インターネットを利用できない環境にある人に対しては、公共施設においてインターネットを閲覧できるように努めます。	広報あまを36,930部を作成し、ポスティングによる各戸配布に加え、公共施設窓口に配置した。市公式ウェブサイトは、市民にいち早く情報提供が出来るよう迅速な更新を行った。	A	企画政策課

施策の方向	主な取組	具体的施策	具体的施策の概要	令和3年度末の状況	評価 (A/B/C/D/E)	担当課
	<ul style="list-style-type: none"> 視覚障がいなどに配慮した大きな文字など、わかりやすい情報提供に努めます。 	分かりやすい広報の推進	行政機関が実施する施策について、障がいのある人に十分配慮した分かりやすい広報を推進します。また、市公式ウェブサイトで提供する情報のアクセシビリティ（障害者や高齢者も含めたあらゆる人々が利用できるようにすること）を推進します。	広報紙については、文字が見やすくなるよう視覚障がいの方にも配慮し、広報の色選定を毎月行った。市公式ウェブサイトは文字の拡大機能に対応するなどアクセシビリティに配慮した情報提供を行った。なお、平成30年度からJIS X 8341-3：2016に準拠しているシステムを採用している。	A	企画政策課
	<ul style="list-style-type: none"> 障がいのある人に対し、障がいの特性に応じた情報提供を図るとともに、支援機器の紹介を行います。 	情報機器の給付による障がい特性に配慮した情報提供ができる環境づくりの促進	日常生活用具給付等事業による用具の給付。	情報交換・意思疎通に器具を必要とする障がいのある人に、日常生活用具を給付した。（情報・意思疎通支援用具6件/年）	B	社会福祉課

施策の方向	主な取組	具体的施策	具体的施策の概要	令和3年度末の状況	評価 (A/B/C/D/E)	担当課
10 さまざまな人権問題 (1) さまざまな人権問題に対する正しい理解の普及	[評価基準] A：かなり取り組めた（100%以上実施） B：取り組めた（70%以上100%未満実施） C：ある程度取り組めた（40%以上70%未満実施） D：あまりできなかった（40%未満実施） E：事業未実施					
① さまざまな人権問題に対する正しい理解の普及・啓発を推進します。 (人権推進課、関係各課)	<ul style="list-style-type: none"> さまざまな人権問題に関する研修会や講座による学習機会の提供を図るとともに、広報誌やパンフレットなどによる啓発活動の充実を図ります。 	広報、パンフレット、市公式ウェブサイト等による周知・啓発	広報誌や市公式ウェブサイトにさまざまな人権問題に対する情報を掲載し、正しい理解の促進に努める。	市公式ウェブサイトにさまざまな人権に対する情報を掲載し、正しい理解の促進に努めた。	A	人権推進課
	<ul style="list-style-type: none"> 社会情勢の変化により新たに発生する人権問題について、関係機関と連携して、情報収集・把握を行います。 	新たな人権課題の把握	関係機関との連携を密にし、新たな人権問題に対する情報を的確に把握する。	関係機関との連携を密にし、新たな人権課題に対する情報収集に努めた。	A	人権推進課
			あま市越境入学防止マニュアルを作成し、職員に周知・徹底を図る。	あま市越境入学防止マニュアルに基づき、越境入学防止に努めた。また、職員に周知・徹底を図った。	B	学校教育課 市民課
	<ul style="list-style-type: none"> 人権に関する市民意識調査をはじめ、市民の人権に対する意識や関心について把握するために、調査等を行います。 	市民意識調査の実施	5年ごとに人権に関する市民意識調査を実施し、市民が感じている人権問題について把握。	未実施 5年ごとの実施のため令和7年度実施予定	E	人権推進課

所管課一覧表

※表中の数字は事業計画数です

	企画政策課	人事秘書課	財政課	情報推進課	人権推進課	総務課	安全安心課	税務課	収納課	市民ＳＣ課	市民課	保険医療課	健康推進課	環境衛生課	社会福祉課	高齢福祉課	子育て支援課	都市計画課	土木課	産業振興課	七宝焼アートのヴィレッジ課	上水道課	下水道課	会計課	議事課	局	監査委員事務	学校教育課	生涯学習課	スポーツ課	学校給食センター課					
I 重点的に取り組む人権施策の推進(共通施策)																																				
1 家庭・地域における人権教育・啓発の推進	4				18								2		2	1	11															7	7			
2 学校等における人権教育・啓発の推進					6												5														19	2				
3 職場における人権教育・啓発の推進		1			9		1						2		1	1	2				5									1	1					
4 人権擁護の推進				1	5	1					1		2		6	6	8			1									2							
II 重要課題と取り組みの方向性(分野別施策)																																				
1 女性		1			11								6				16			3												3				
2 子ども	1				4								3				20													9	3					
3 高齢者					7								3		2	20		1	1	2										1	3	1				
4 障がいのある人					5										21		4	1	1											4		1				
5 同和問題		1			22								1																	3						
6 外国人	6	1			1																									5	1					
7 HIV感染者・ハンセン病患者等					6								7																	1						
8 性的マイノリティ					2																									1						
9 インターネットによる人権侵害	2				2										1															1						
10 さまざまな人権問題					3						1																			1						

各項目における評価まとめ

上段:実数、下段:割合

目標	項目	A	B	C	D	E	合計
		かなり取り組めた(100%以上実施)	取り組めた(70%以上100%未満実施)	ある程度取り組めた(40%以上70%未満実施)	あまりできなかった(40%未満実施)	事業未実施	
I 重点的に取り組む人権施策の推進(共通施策)	1 家庭・地域における人権教育・啓発の推進	32	7	2	0	8	49
		65.31%	14.29%	4.08%	0.00%	16.33%	100.00%
	2 学校等における人権教育・啓発の推進	18	6	0	0	3	27
		66.67%	22.22%	0.00%	0.00%	11.11%	100.00%
	3 職場における人権教育・啓発の推進	10	7	3	1	0	21
		47.62%	33.33%	14.29%	4.76%	0.00%	100.00%
	4 人権擁護の推進	17	15	1	0	0	33
		51.52%	45.45%	3.03%	0.00%	0.00%	100.00%
II 重要課題と取り組みの方向性(分野別施策)	1 女性	34	5	1	0	0	40
		85.00%	12.50%	2.50%	0.00%	0.00%	100.00%
	2 子ども	14	18	1	0	4	37
		37.84%	48.65%	2.70%	0.00%	10.81%	100.00%
	3 高齢者	30	4	0	0	2	36
		83.33%	11.11%	0.00%	0.00%	5.56%	100.00%
	4 障がいのある人	7	28	1	0	0	36
		19.44%	77.78%	2.78%	0.00%	0.00%	100.00%
	5 同和問題	15	8	0	0	2	25
		60.00%	32.00%	0.00%	0.00%	8.00%	100.00%
	6 外国人	4	8	1	0	1	14
		28.57%	57.14%	7.14%	0.00%	7.14%	100.00%
	7 HIV感染者・ハンセン病患者等	5	6	4	0	0	15
		33.33%	40.00%	26.67%	0.00%	0.00%	100.00%
	8 性的マイノリティ	0	1	0	1	0	2
		0.00%	50.00%	0.00%	50.00%	0.00%	100.00%
	9 インターネットによる人権侵害	4	2	0	0	0	6
		66.67%	33.33%	0.00%	0.00%	0.00%	100.00%
10 さまざまな人権問題	2	1	0	0	1	4	
	50.00%	25.00%	0.00%	0.00%	25.00%	100.00%	
合計		192	116	14	2	21	345
		55.65%	33.62%	4.06%	0.58%	6.09%	100.00%